

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案
参考条文

目次

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）
投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第一百九十八号）（抄）
商法（明治三十二年法律四十八号）（抄）
担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（抄）
供託法（明治三十八年法律第十五号）（抄）
協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（抄）
金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（抄）
資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）（抄）
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則
第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）（抄）
保険業法（平成七年法律第一百五号）（抄）
信託業法（平成十六年法律第一百五号）（抄）
貸付信託法（昭和二十七年法律第一百九十五号）（抄）
商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第一百二十八号）（抄）
株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）（抄）
有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）（抄）
株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）（抄）
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）
電波法（昭和二十五年法律第一百三十一号）（抄）
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）
国税徴収法（昭和三十四年法律第一百四十七号）（抄）

○ 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一～十の三（略）

十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

②～⑧（略）

第七十九条の二十一（略）

第七十九条の五十六の規定による一般顧客に対する支払その他の業務を行うことにより投資者の保護を図り、もつて証券取引に対する信頼性を維持することを目的とする。

第七十九条の四十九 基金は、第七十九条の二十一に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 第七十九条の五十六の規定による一般顧客に対する支払

二 第七十九条の五十九の規定による資金の貸付け

三 第七十九条の六十に規定する裁判上又は裁判外の行為

四 第七十九条の六十一に規定する顧客資産の迅速な返還に資するための業務

五 負担金（第七十九条の二十八第四項及び第七十九条の六十四第一項に規定する負担金をいう。第七十九条の五十一第一項において同じ。）の徴収及び管理

六 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四章第五節、第五章第四節及び第八章第四節の規定による顧客表の提出その他これららの規定による業務

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

第七十九条の六十三（略）

② 投資者保護資金は、第七十九条の四十九各号に掲げる業務に要する費用に充てる場合でなければ、これを使用してはならない。

第八十七条の四 内閣総理大臣は、取引所有価証券市場を開設する証券会員制法人（以下「会員証券取引所」という。）の理事又は監事の職務を行う者のない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

② 内閣総理大臣は、取引所有価証券市場を開設する株式会社（以下「株式会社証券取引所」という。）の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役又は監査役の職務を行う者のない場合において、必要があると認めるときは、仮取締役、仮代表取締役、仮執行役、仮代表執行役又は仮監査役を選任することができる。

③ 商法第二百五十八条第二項（同法第二百六十二条第三項及び二百八十二条第一項並びに商法特例法第二十一条の九第ハ項、第二十条の十四第七項第五号及び第二十一条の十五第三項において準用する場合を含む。）の規定は、株式会社証券取引所には、適用しない。

第一百三十六条（略）

② 前項の場合において、合併後存続する者は又は合併により設立される者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者

でなければならない。

- 一 (略)
- 二 会員証券取引所と株式会社証券取引所とが合併する場合 株式会社証券取引所
- ③ 会員証券取引所と株式会社証券取引所とが合併する場合には、それぞれこの法律及び商法の合併に関する規定に従うものとする。

- 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）
「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）の施行後」

(定義)

第二条 この法律において「社債等」とは、次に掲げるものをいう。

- 第一条 (略)
- 二 地方債
- 三 地方債
- 四 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資法人債
- 五 保険業法（平成七年法律第二百五号）に規定する相互会社の社債
- 六 (略)
- 七 特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利（第一号及び第四号から前号までに掲げるものを除く。以下同じ。）
- 八 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権
- 九 貸付信託法（昭和二十七年法律第二百九十五号）に規定する貸付信託の受益権
- 十 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権
- 十一 外国又は外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。以下同じ。）に表示されるべき権利
- 十二～二十三 (略)
- 2 この法律において「振替機関」とは、次条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。
- 3 この法律において「加入者」とは、振替機関等が第十二条第一項又は第四十四条第一項若しくは第二項の規定により社債等の振替を行うための口座を開設した者をいう。
- 4 この法律において「口座管理機関」とは、第四十四条第一項の規定による口座の開設を行つた者及び同条第二項に規定する場合における振替機関をいう。
- 5 この法律において「振替機関等」とは、振替機関及び口座管理機関をいう。

6 この法律において「直近上位機関」とは、加入者にとってその口座が開設されている振替機関等をいう。
7 この法律において「上位機関」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

一 直近上位機関

二 直近上位機関の直近上位機関

三 前号又はこの号の規定により上位機関に該当するものの直近上位機関

8 この法律において「直近下位機関」とは、振替機関等が第十二条第一項又は第四十四条第一項若しくは第二項の規定により口座を開設した口座管理機関をいう。
9 この法律において「下位機関」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

一 直近下位機関

二 直近下位機関の直近下位機関

三 前号又はこの号の規定により下位機関に該当するものの直近下位機関

10 この法律において「共通直近上位機関」とは、複数の加入者に共通する上位機関であつて、その下位機関のうちに当該各加入者に共通する上位機関がないものをいう。

11 この法律において「加入者保護信託」とは、この法律の定めるところにより設定された信託であつて、第六十条の規定による支払を行うことにより加入者の保護を図り、社債等の振替に対する信頼を維持することを目的とするものをいう。

(振替業を営む者の指定)

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請により、この法律の定めるところにより第八条に規定する業務（以下「振替業」という。）を営む者として、指定することができる。

一 第二十二条第一項の規定によりこの項の指定を取り消された日から五年を経過しない者でないこと。

二 (略)

三 取締役、執行役又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

二・ホ (略)

ヘ 前号に規定する法律、商法（明治三十二年法律第四十八号）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十一号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当

する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

四 定款及び振替業（第四十四条第一項に規定する場合を除く。）の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより振替業を適正かつ確実に遂行するために十分であると認められること。

五 振替業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

六 その人的構成に照らして、振替業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。

2 主務大臣は、前項の指定をしたときは、その指定した振替機関の商号及び本店の所在地を官報で公示しなければならない。（振替業の一部の委託）

第十二条 振替機関は、業務規程の定めるところにより、振替業の一部を、主務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

（口座の開設及び振替口座簿の備付け）

第十三条 振替機関は、あらかじめ発行者から当該振替機関において取り扱うことについて同意を得た社債等でなければ、取り扱うことができない。

2・3 （略）

（発行者の同意）

第十三条 振替機関は、あらかじめ発行者から当該振替機関において取り扱うことについて同意を得た社債等でなければ、取り扱うことができない。

2・3 （略）

（定款又は業務規程の変更）

第十七条 振替機関の定款又は業務規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（商号等の変更の届出）

第十八条 振替機関は、第四条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨及び同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を、主務大臣に届け出なければならない。

2 （略）

（指定の取消し等）

第二十二条 主務大臣は、振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条第一項の指定若しくは第九条第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役、執行役若しくは監査役の解任を命ずることができる。

一 第二条第一項第二号又は第三号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。
二 第三条第一項の指定当時に同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

三 不正の手段により第三条第一項の指定を受けたことが判明したとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 (略)

(特定合併の認可)

第二十五条 振替機関を全部又は一部の当事者とする合併（合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が振替業を営む場合に限る。以下この条及び次条において「特定合併」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 ～ 7 (略)

(新設分割の認可)

第二十七条 振替機関が新たに設立する株式会社に振替業の全部又は一部を承継させるために行う新設分割（以下この条及び次条において単に「新設分割」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 ～ 7 (略)

(吸収分割の認可)

第二十九条 振替機関が他の株式会社に振替業の全部又は一部を承継させるために行う吸収分割（以下この条及び次条において単に「吸収分割」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 ～ 7 (略)

(営業譲渡の認可)

第三十一条 振替機関が他の株式会社に行う振替業の全部又は一部の譲渡（以下この条及び次条において「営業譲渡」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 ～ 8 (略)

(営業譲渡の場合の加入者の承認)

第三十二条 振替機関は、営業譲渡を行うときは、商法第二百四十五条第一項の株主総会の承認の決議のほか、その加入者の承認を受けなければならない。

(指定の失効)

第四十一条 振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。

一 振替業を廃止したとき。

二 解散したとき（設立、合併又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。

2 ～ 3 (略)

(指定取消し等の場合のみなし振替機関)

第四十二条 振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は前条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合には、その振替機関であつた者は一般承継人は、当該振替機関が行つた振替業を速やかに結了しなければならない。この場合において、当該振替機関であつた者又は一般承継人は、その振替業の結了の目的の範囲内において、なおこれ

を振替機関とみなす。

(口座管理機関の口座の開設)

第四十四条 次に掲げる者は、この法律及び振替機関の業務規程の定めるところにより、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ当該振替機関又は当該振替機関に係る他の口座管理機関（主務省令で定める者を除く。）から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

一 証券取引法第二条第九項に規定する証券会社
二 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社

三 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた支店又は代理店を含む。）

四 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第一条に規定する長期信用銀行

信託会社

農林中央金庫

商工組合中央金庫

八 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

九 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十二条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会並びに同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十

七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

十 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

十一 信用金庫及び信用金庫連合会

十二 労働金庫及び労働金庫連合会

十三 日本郵政公社

十四 前各号に掲げる者以外の者であつて我が国の法令により業として他人の社債等の管理を行うことが認められるもののうち、主務省令で定める者

十五 外国において他人の社債等又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けている者であつて、主務大臣が指定する者

（略）

（運営委員会の設置）

第五十五条 （略）

2 運営委員会の委員は、加入者保護信託の適正な運営に必要な実務経験又は学識経験を有する者のうちから、主務大臣の認可を受けて受託者が任免する。

(認可)

第五十七条 振替機関は、加入者保護信託契約を締結しようとすると場合には、主務負令で定めるところにより、あらかじめ主務大臣の認可を受けなければならない。

(受益者への支払)

第六十条 受託者は、加入者の請求に基づいて、当該加入者が振替機関等の誤記載等によって受けた損害に係る債権（第八項において「誤記載等債権」という。）であつて、破産手続等開始時において現に当該加入者が破産直近上位機関等に対して有する債権（第六項、次条及び第六十一条の一において「補償対象債権」という。）に相当する金額につき、主務負令で定めるところにより支払を行うものとする

2～6 (略)

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第六十八条 (略)

2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

一 (略)

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替社債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下の章において「顧客口座」という。）

3・4 (略)

5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 (略)

二 銘柄ごとの金額

三 (略)

6 (略)

(新規記載又は記録手続)

第六十九条 (略)

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替社債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録

二 (略)

3 (略)

(振替手続)

第七十条 (略)

2

(略)

3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 当該申請人の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）かの別

三 (略)

4~8 (略)

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）（抄）

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二号）の施行後」

(定義)

第二条 この法律において「委託者指図型投資信託」とは、信託財産を委託者の指図（政令で定める者に指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該政令で定める者の指図を含む。）に基づいて主として有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるものとして政令で定めるもの（以下「特定資産」という。）に対する投資として運用することを目的とする信託であつて、この法律に基づき設定され、かつ、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものをいう。

2 この法律において「委託者非指図型投資信託」とは、一個の信託約款に基づいて、受託者が複数の委託者との間に締結する信託契約により受け入れた金銭を、合同して、委託者の指図に基づかず主として特定資産に対する投資として運用（政令で定める者に運用に係る権限の一部を委託する場合における当該政令で定める者による運用を含む。）することを目的とする信託であつて、この法律に基づき設定されるものをいう。

(略)

この法律において「投資信託委託業者」とは、第六条の認可を受けて投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営む者をいう。
この法律において「投資証券」とは、投資口を表示する証券をいう。
この法律において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団をいう。

(略)

この法律において「投資口」とは、均等の割合的単位に細分化された投資法人の社員の地位をいう。
この法律において「投資証券」とは、投資口を表示する証券をいう。
この法律において「投資法人」とは、投資法人の社員をいう。

23 22 21 20 3~17 (略)

第五条 委託者指図型投資信託の受益権は、均等に分割し、その分割された受益権は、受益証券をもつて表示しなければならない。

2～6 (略)

(投資信託約款の変更内容等を記載した書面の交付等)

第三十条 投資信託委託業者は、投資信託約款を変更しようとする場合において、その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当該投資信託約款に係る知られたる受益者に對して交付しなければならない。

2 前項の公告及び書面には、当該投資信託約款に係る受益者で異議のある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を付記しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の期間内に異議を述べた受益者の当該投資信託約款に係る受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第一項の投資信託約款の変更をしてはならない。

5 投資信託委託業者は、当該投資信託約款を変更しないこととしたときは、内閣府令で定めるところにより、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当該投資信託約款に係る知られたる受益者に對して交付しなければならない。

6 第二十六条第三項の規定は、第一項及び前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「知られたる受益者」と読み替えるものとする。

7 投資信託委託業者は、第一項及び第五項に規定する場合において、これらの規定に規定する書面を当該投資信託約款に係るすべての受益者に對して交付したときは、これらの規定に規定する事項を公告することを要しない。

8 第二項及び第五項の規定により行う公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。

(受益証券)

第四十九条の五 委託者非指図型投資信託の受益権は、受益証券をもつて表示しなければならない。

2・3 (略)

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第四十九条の十一 第十三条の規定は委託者非指図型投資信託に係る業務を行う信託会社等の常務に從事する取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)について、第三十四条の規定は委託者非指図型投資信託について、第十六条、第十六条の二、第二十一条第二項及び第三項、第二十七条から第三十条の二まで及び第三十三条の規定は信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について、それぞれ準用する。この場合において、第十六条中「取得することを受託会社に指図してはならない」とあるのは「取得してはならない」と、「運用の指図」とあるのは「運用」と、第十六条の二第一項中「運用の指図」とあるのは「運用」と、第二十八条第一項中「運用の指図を行う投資信託財産」とあるのは「運用を行う投資信託財産」と、「運用の指図を行う他の投資信託財産、資産の運用を行う投資法人」とあるのは「他の信託財産」と、第三十条第四項中「受益権の総口数」とあるのは「当該投資信託約款

に係る元本の総額に相当する□数」と、第三十三条及び第三十四条第一項第一号中「運用の指図」とあるのは「運用」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(設立企画人による規約の作成等)

第六十一条 投資法人を設立するには、設立企画人が規約を作成しなければならない。

2 設立企画人(設立企画人が複数であるときは、そのうち少なくとも一人)は、次の各号のいずれかの者でなければならない。

- 一 設立しようとする投資法人が主として投資の対象とする特定資産と同種の資産を運用の対象とする投資信託委託業者
- 二 前号に掲げる者のほか、他人の資産の運用に係る事務のうち政令で定めるものについて知識及び経験を有する者として政令で定めるもの

3 第九十六条に規定する者は、設立企画人となることができない。

(規約の記載事項)

第六十七条 規約(前条第一項の規定により作成する規約をいう。以下同じ。)には、次に掲げる事項を記載し又は記録し、規約が書面で作成されているときは、設立企画人が署名し又は記名なつ印しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 投資主の請求により投資□の払戻しをする、又はしない旨
- 四 (十九) (略)

2 (略)

3 前項の規定により規約が電磁的記録で作成されている場合における当該電磁的記録に記録された情報については、内閣府令で定める署名又は記名なつ印に代わる措置を執らなければならない。

4 (八) (略)

(設立の際の投資□の申込み等)

第七十一条 投資法人が設立の際に発行する投資□の申込みをしようとする者は、投資□申込証の用紙に、その引き受けようとする投資□の□数並びに住所及び申込みをする年月日を記載し、これに署名し又は記名なつ印して、投資□申込証を作成しなければならない。

5 (略)

(投資□の譲渡等)

6 (七十八条) (略)

2 (略)

3 投資証券の発行前にした投資□の譲渡は、投資法人に對して効力を生じない。

4 投資□を譲渡するには、投資証券を交付しなければならない。

5 投資証券を占有する者は、適法にこれを所持しているものと推定する。

6 民法第三百六十四条第二項の規定は投資□について、商法第二百七条、第二百八条及び第二百九条(第四項及び第五項を除く。)

の規定は投資口の質入れについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「於テハ株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキヲ除クノ外」とあるのは「於テハ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資口の移転の対抗要件)

第七十九条 投資口の移転は、その取得者の氏名又は名称及び住所並びに投資口の移転の口数を投資主名簿に記載し、又は記録しなければ、投資法人に対抗することができない。

2 (略)

(投資主名簿)

第八十二条 執行役員は、投資主名簿を作成し、これに次に掲げる事項及び発行済投資口の総口数を記載し、又は記録しなければならない。

- 1 投資主の氏名又は名称及び住所
- 2 各投資主の有する投資口の口数
- 3 各投資主の有する投資口について投資証券を発行したときは、その投資証券の番号
- 4 各投資口の取得の年月日

第六十七条第二項の規定は、投資主名簿について準用する。

3 商法第二百二十四条から第二百一十四条ノ三までの規定は、投資主名簿について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資証券)

第八十三条 (略)

- 2 投資法人は、その成立後（その成立後に投資口を発行するときは、その払込期日以後）、遅滞なく、投資証券を発行しなければならない。
- 3 投資証券は、投資法人の成立後（その成立後に投資口を発行するときは、その払込期日以後）でなければ、発行することができない。
- 4 前項の規定に違反して発行した投資証券は、無効とする。ただし、当該投資証券を発行した者に対する損害賠償の請求を妨げない。
- 5 商法第二百二十六条ノ二の規定は投資法人（規約をもつて次条第一項前段の規定による定めをしたものを除く。）の投資証券について、同法第二百一十九条及び第二百八十条ノ三十四ノ二の規定は投資証券について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資証券の不発行)

第八十四条 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨を規約に定めた投資法人は、前条第二項の規定にかかわらず、規約をもつて、投資主の請求があるまで投資証券を発行しない旨を定めることができる。この場合においては、第七十一条第二項又は第二百二十二条第一項の投資口申込証にその旨を記載しなければならない。

- 2 前項前段の場合において、既に発行された投資証券を有する投資主は、当該投資証券を投資法人に提出して、その所持を欲しない旨を申し出ることができる。この場合においては、当該投資法人に提出された当該投資証券は、無効とする。
- 3 第一項前段の規定による定めをした投資法人は、投資主の請求により投資証券を発行したときはその旨を、前項前段の規定による申出を受けたときは当該投資証券が返還された旨を、それぞれ投資主名簿に遅滞なく記載し、又は記録しなければならない。
- 4 前項の投資法人が規約を変更して投資口の払戻しに応じないこととするときは、規約を変更して同項の定めを廃止し、未発行の投資証券を遅滞なく発行しなければならない。

(投資口の併合)

第八十五条 投資法人は、投資主総会の決議により、投資口を併合することができる。

2 商法第二百四十四条第三項及び第二百五条から第二百十六条までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第二百五十五条ノ二中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第五項ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項又ハ同法第八十四条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(端数の処理)
第八十六条 投資法人は、投資口の併合により投資口一口に満たない端数が生ずるときは、その部分について新たに発行した投資口を公正な価額による売却を実現するために適当な方法として内閣府令で定めるものにより売却し、その端数に応じてその代金を従前の投資主に交付しなければならない。

2・3 (略)

4 商法第二百二十条第四項の規定は、第一項及び第二項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(選任)

第九十五条 執行役員（第七十二条の規定により設立の際選任されたものとみなされる執行役員を除く。）は、投資主総会において選任する。

(職務)

第九十七条 執行役員は、投資法人の業務を執行し、投資法人を代表する。

2・4 (略)

(役員会)

第一百五条 投資法人に、執行役員及び監督役員により構成する役員会を置く。

(投資口申込証の作成)

第一百二十二条 投資法人がその成立後に投資口を発行するときは、執行役員は、次に掲げる事項を記載した投資口申込証を作成しなければならない。
一 第六十七条第一項第一号から第四号まで、第八号から第十一号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項

二 第七十一条第二項第三号、第五号及び第九号に掲げる事項

三 一般事務受託者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容

四 資産の運用を行う投資信託委託業者の名称及びその投資信託委託業者と締結した資産の運用に係る委託契約の概要

五 資産保管会社の名称

六 第百二十条第一項各号に掲げる事項（同条第二項の場合においては、同条第三項各号に掲げる事項）

2 (略)

(商法等の準用)

第一百二十三条 第七十一条第一項並びに商法第百七十五条第九項、第百七十六条、第百九十条、第二百八十九条ノ十七及び第二百八十条ノ十八の規定は投資法人が成立後に発行する投資口について、同法第百七十五条第四項から第八項までの規定は執行役員について、同法第二百七十七条第二項の規定は投資法人が成立後に発行する投資口の発行価額の払込みについて、同法第二百八十九条ノ七、第二百八十九条ノ九、第二百八十九条ノ十一及び第二百八十九条ノ十二の規定は投資法人が成立後に発行する投資口の引受けをした者について、同法第二百八十九条ノ十五の規定は投資法人が成立後に発行する投資口の発行の無効について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百八十九条ノ十七第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第五項ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項又ハ同法第八十四条第一項」と、同法第二百七十五条第四項中「第二項第十号」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十一条第二項第五号」と、「銀行又ハ信託会社」とあるのは「払込取扱機関」と、同条第八項において準用する同法第三十三条ノ二第二項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百八十九条ノ九第一項及び第二項中「払込又ハ現物出資ノ給付」とあるのは「払込」と、同法第二百八十九条ノ十二中「新株発行ニ因ル変更ノ登記ノ日」とあるのは「払込期日」と、「株式申込証ノ用紙若ハ新株引受権証書」とあるのは「投資口申込証ノ用紙」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

2 (略)

(金銭の分配)

第一百三十六条 投資法人は、投資主に対し、第一百三十一条第一項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除した額をいう。第三項及び次条において同じ。）を超えて金銭の分配をすることができ
る。ただし、当該純資産額から其満純資産額を控除した額を超えることはできない。

2 (略)

(投資法人債管理会社の権限等)

2 (略)

2 (略)

5 投資法人債管理会社は、投資法人債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 総投資法人債についてするその支払の猶予、その債務の不履行によつて生じた責任の免除又は和解

二 総投資法人債についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続若しくは特別清算に関する手続に属する一切の行為（第一項に規定するものを除く。）

6-8 (略)

(投資法人の発行する投資証券等の募集等)

第百九十六条 投資法人の執行役員は、当該投資法人の発行する投資証券等に係る事務を行つてはならない。

2 投資法人の資産の運用を行う投資信託委託業者が当該投資法人の発行する投資口又は投資法人債の募集に関する事務を受託した一般事務受託者である場合における証券取引法の適用については、当該投資信託委託業者が行う当該投資法人の発行する投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為は、同法第二条第八項各号に掲げる行為に該当しないものとみなす。

3 (略)

(投資証券の募集等に当たつての証券取引法の準用等)

第百九十七条 証券取引法第三十二条、第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号、第四十二条の二第一項、第三項及び第五項、第四十三条並びに第四十五条の規定は設立企画人が設立中の投資法人の発行する投資証券の募集等を行う場合におけるその設立企画人（法人である場合においては、その役員及び使用人を含む。以下この条において「特定設立企画人等」という。）及び前条第二項に規定する場合に該当する投資信託委託業者（その役員及び使用人を含む。以下この条において「投資信託委託業者等」という。）が同項に規定する募集の取扱い等を行う場合におけるその投資信託委託業者等（以下この条において「特定投資信託委託業者等」という。）について、同法第四十二条の二第二項及び第四項の規定は特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資証券等の募集の取扱い等の禁止又は停止命令)

第二百九条 裁判所は、投資証券等の募集の取扱い等につき次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣総理大臣の申立てにより、その行為を現に行ひ、又は行おうとする者（以下この条において「行為者」という。）に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

一 当該行為者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反している場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。
二 当該投資証券等を発行する投資法人の資産の運用が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。
第三十四条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による裁判について準用する。
証券取引法第二百八十七条及び第二百九十二条の規定は、第一項の規定による申立てについて準用する。

3 2

第六十九条 各発起人ハ畫面又ハ電磁的方法ニ依リテ株式ノ引受ヲ為スコトヲ要ス
第一百八十九条 払込ヲ取扱ヒタル銀行又ハ信託会社ハ発起人又ハ取締役ノ請求ニ依リ払込金ノ保管ニ関シ證明ヲ為スコトヲ要ス
②前項ノ銀行又ハ信託会社ハ其ノ証明シタル払込金額ニ付払込ナカリシコト又ハ其ノ返還ニ関スル制限ヲ以テ会社ニ対抗スルコトヲ得ズ

第二百四条 (略)

②株券ノ発行前ニ為シタル株式ノ譲渡ハ会社ニ対シ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二百四条ノ三 前条第五項ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ハ同項ノ通知ノ日ヨリ十日内ニ同条第一項ノ株主ニ対シ畫面ヲ以テ同項ノ株式ヲ自己ニ売渡スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

②⑤ (略)

⑥第一項ノ請求アリタルトキハ株主ハ一週間にニ第三項ノ供託所ニ株券ヲ供託スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ遅滞ナク第一項ノ請求ヲ為シタル者ニ供託ノ通知ヲ為スコトヲ要ス

⑦前項ノ供託ガ同項ノ期間内ニ為サレザルトキハ第一項ノ請求ヲ為シタル者ハ売買ノ解除ヲ為スコトヲ得

第二百四条ノ五 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル場合ニ於テハ株式ヲ取得シタル者ハ会社ニ対シ其ノ株式ノ種類及數ヲ記載シタル畫面ヲ以テ取得ヲ承認セザルトキハ其ノ株式ヲ買受クベキ者ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百四条ノ二第五項乃至第七項及前三条ノ規定ヲ準用ス

② (略)

②百五条 株式ヲ譲渡スニハ株券ヲ交付スルコトヲ要ス

②株券ノ占有者ハ之ヲ適法ノ所持人ト推定ス

第二百六条 株式ノ移転ハ取得者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録スルニ非ザレバ之ヲ以テ会社ニ対抗スルコトヲ得ズ

②③ (略)

第二百七条 株式ヲ以テ質権ノ目的ト為スニハ株券ヲ交付スルコトヲ要ス

②質権者ハ継続シテ株券ヲ占有スルニ非ザレバ其ノ質権ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第二百八条 株式ノ消却、併合、分割、転換又ハ買取アリタルトキハ從前ノ株式ヲ目的トスル質権ハ消却、併合、分割、転換又ハ買取

ニ因リテ株主ガ受クベキ金銭又ハ株式ノ上ニ存在ス

第二百九条 (略)

(略)

③第一項ノ質権者ハ会社ニ対シ前条ノ株主ノ受クベキ株券ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得

第二百十一条 会社ガ有スル自己ノ株式ヲ処分スル場合ニ於テハ左ノ事項ハ取締役会之ヲ決ス但シ本法ニ別段ノ定アルトキ又ハ定款ヲ以テ株主総会ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限り在ラズ

一 処分スベキ株式ノ種類及數
二 処分スベキ株式ノ価額及払込期日

三 特定ノ者ニシテ之ニ対シ特ニ有利ナル価額ヲ以テ株式ヲ譲渡スベキモノ並ニ之ニ対シ譲渡ス株式ノ種類、数及価額

(2) 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ前項第一号及第二号ニ掲タル事項ニ付第三百四十三条ニ定ム
ル決議アルコトヲ要ス

(3) 第百七十五条第一項第三項乃至第九項、第百七十六条、第百七十七条第二項、第百七十八条、第百九十条、第二百八十九条ノ二第二項乃至第五項、第二百八十条ノ三、第二百八十一条ノ三ノ二、第二百八十二条ノ六、第二百八十三条ノ七、第二百八十四条ノ九乃至第二百八十五条ノ十一及第二百八十六条ノ十五乃至第二百八十七条ノ十八ノ規定ハ第一項ノ決議ニ基キ株式ヲ処分スル場合ニ、第二百八十九条ノ二第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス但シ第一項第三号ニ掲タル事項ニ付決議アル場合ハ第二百八十九条ノ三ノ二ノ規定ハ之ヲ準用セズ

第二百十二条 会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ其ノ有スル自己ノ株式ヲ消却スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ消却スベキ株式ノ種類及數ヲ定ムルコトヲ要ス

(2) (略)

第二百十三条 株式ハ前条ノ規定ニ依ルノ外資本減少ノ規定ニ従フ場合又ハ定款ノ規定ニ基キ株主ニ配当スベキ利益ヲ以テスル場合ニ非ザレバ之ヲ消却スルコトヲ得ズ

(2) 第二百十五条第一項第二項及第二百二十条第四項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ株式ヲ消却スル場合ニ之ヲ準用ス

(3) 前項ニ於テ準用スル第二百十五条第一項ノ期間満了ノ時ニ第三百七十六条第一項及第二項ノ手続ガ未ダ終了セザルトキハ其ノ終了ノ時ニ於テ株式ノ消却ノ効力ヲ生ズ

第二百四十四条 (略)

(2) (略)

(3) 会社ハ第一項ノ決議ニ於テ併合ニ適スル株式ノ数ヲ記載シタル株券ハ会社ニ提出スルコトヲ要セザル旨ヲ定ムルコトヲ得

第二百五十五条 株式ノ併合ヲ為サントストキハ会社ハ其ノ旨、一定ノ期間内ニ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨、其ノ期間内ニ会社ニ提出セラレザル株券（第三項ノ株券ヲ除ク）ハ無効トナル旨及前条第三項ノ規定ニ依ル定アルトキハ其ノ内容ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載又ハ記録アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

(2) 株式ノ併合ハ前項ノ期間満了ノ時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ

(2) 株式ノ併合ハ前項ノ期間満了ノ時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ

(3) 前条第三項ノ規定ニ依ル定アルトキハ併合ニ適スル株式ノ数ヲ記載シタルモノト看做ス

(4) 前項ノ規定ハ同項ノ株券ヲ所持スル者ガ之ヲ提出シテ新ナル株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ妨ゲズ

第二百六十六条 株式ノ併合アリタル場合ニ於テ旧株券ヲ提出スルコト能ハザル者アルトキハ会社ハ其ノ者ノ請求ニ依リ利害関係人ニ対シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ其ノ期間経過後ニ於テ新株券ヲ交付スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ三月ヲ下ルコトヲ得ズ

(2) 前項ノ公告ノ費用ハ之ヲ請求者ノ負担トス

第二百十九条 (略)

(2) 株式ノ分割ハ前条第一項ノ決議ニ於テ別段ノ定ヲ為シタルトキヲ除クノ外前項ノ一定ノ日ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ

(略)

第三百二十条 株式ノ発行、併合又ハ分割ニ因リ一株ニ満タザル端数ヲ生ズルトキハ其ノ部分ニ付新ニ発行シタル株式ヲ競売シ且其ノ

端数ニ応ジテ其ノ代金ヲ從前ノ株主ニ交付スルコトヲ要ス但シ端株原簿ニ記載又ハ記録スベキ端株ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

(2)・(3) (略)

(4)第一項ノ場合ニ於テ株券ヲ提出スルコト能ハザル者アルトキハ会社ハ其ノ者ノ請求ニ依リ利害關係人ニ対シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ其ノ期間経過後ニ於テ同項ノ代金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第三百十六条第一項但書及第二項ノ規定ヲ準用ス

第二百二十条ノ二 取締役ハ端株原簿ヲ作り株式ノ発行、併合若ハ分割ニ因リ一株ノ百分ノ一ノ整數倍ニ当ル端数ヲ生ジタルトキハ其ノ端数ヲ端株トシテ之ニ付又ハ会社ガ端株主ノ有スル端株ヲ買取り若ハ自己ノ有スル株式一株ヲ分チテ端株ヲ有スルコトトナリタルトキハ之ニ付端株原簿ニ左ノ事項ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス但シ次条第一項第三号ノ権利ヲ与ヘザル旨ノ定款ノ定アルトキハ第四号ノ事項ニ付テハ之ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要セズ

一 端株主ノ氏名及住所

二 各端株主ノ有スル端株ノ種類及一株ニ対スル割合

三 各端株ノ取得ノ年月日

四 第三百二十二条ノ三ニ規定スル転換予約權付株式ニ係ル端株ナルトキハ第百七十五条第二項第四号ノ五ニ掲グル事項

五 第三百二十二条ノ九第一項ニ規定スル強制転換条項付株式ニ係ル端株ナルトキハ第百七十五条第二項第四号ノ六ニ掲グル事項

(2)・(5) (略)

第二百二十条ノ五 端株主ハ其ノ端株ト併セテ一株トナルベキ端株ヲ取得シタル時ニ株主トナル

(2)・(3) (略)

第二百二十一条 (略)

(2)・(4) (略)

(5)会社ハ定款ヲ以テ一单元ノ株式ノ数ニ満タザル株式（以下本条及次条ニ於テ单元未満株式ト称ス）ニ係ル株券ヲ発行セザル旨ヲ定ム

ルコトヲ得但シ会社ガ株主ノ為ニ必要ト認ムルトキハ定款ノ定ニ拘ラズ单元未満株式ニ係ル株券ヲ発行スルコトヲ妨げズ

(6)第二百二十条ノ一第四項ノ規定ハ会社ノ成立後定款ヲ変更シテ第一項本文ノ定ヲ設クル場合ニ、第二百十九条第一項及第二項ノ規定

ハ第二項ノ場合ニ、第二百二十条ノ六ノ規定ハ单元未満株式ニ之ヲ準用ス

(7) (略)

第二百二十二条 会社ハ左ニ掲グル事項ニ付内容ノ異ル数種ノ株式ヲ発行スルコトヲ得但シ第六号ニ掲グル事項ニ付内容ノ異ル数種ノ

株式ヲ発行スルニハ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アルコトヲ要ス

一 利益又ハ利息ノ配当

二 残余財産ノ分配

三 株式ノ買受

四 利益ヲ以テスル株式ノ消却

五 株主総会ニ於テ議決權ヲ行使スルコトヲ得ベキ事項

六 其ノ種類ノ株主ノ総会（他ノ種類ノ株主ト共同シテ開催スルモノヲ含ム）ニ於ケル取締役又ハ監査役ノ選任

② ⑪ (略)

第二百二十二条ノ三 転換ノ請求ニ因リテ株式ヲ発行スル場合ニ於テハ前条第一項ノ規定ニ依リ株主ガ他ノ種類ノ株式ニ転換スルコトヲ請求シ得ベキ株式（以下転換予約權付株式ト称ス）ノ発行価額ヲ以テ転換ノ請求ニ因リテ発行スル株式ノ発行価額トス

第二百二十二条ノ五 株式ノ転換ヲ請求スル者ハ請求書ニ株券ヲ添付シテ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス但シ端株ニ付テノ転換ノ請求ハ請求書ノミノ提出ヲ以テ足ル

② ④ (略)

第二百二十二条ノ六 転換予約權付株式ノ転換ハ其ノ請求ヲ為シタル時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ但シ利益又ハ利息ノ配当ニ付テハ定款又ハ取締役会ノ決議ヲ以テ其ノ請求ヲ為シタル時ノ属スル営業年度又ハ其ノ前営業年度ノ終ニ於テ転換アリタルモノト看做スコトヲ得

② 第二百二十四条ノ三第一項ノ期間内ニ株主ガ転換ノ請求ヲ為シタル時ハ其ノ議決權ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ期間満了ノ時ニ

於テ転換アリタルモノト看做ス

第二百二十二条ノ九 会社ガ前条ノ規定ニ依リ会社ガ他ノ種類ノ株式ニ転換スルコトヲ得ベキ株式（以下強制転換条項付株式ト称ス）ノ転換ヲ為ス場合ニ於テハ転換セラルベキ強制転換条項付株式ハ取締役会ニ付ス

② 前項ノ決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ旨、転換セラルベキ強制転換条項付株式、一定ノ期間内ニ其ノ株券ヲ会社ニ提出すべキ旨及
其ノ期間内ニ会社ニ提出セラレザル株券ハ無効トナル旨ヲ公告シ且其ノ強制転換条項付株式ニ付テノ株主及株主名簿ニ記載又ハ記録
アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

③ 強制転換条項付株式ノ転換ハ前項ノ期間満了ノ時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ

④ 第二百十六条ノ規定ハ第一項ノ決議ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十三条 取締役ハ株主名簿ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

一 株主ノ氏名及住所

二 各株主ノ有スル株式ノ種類及数

三 各株主ノ有スル株式ニ付株券ヲ発行シタルトキハ其ノ株券ノ番号

四 各株式ノ取得ノ年月日

五 転換予約權付株式ヲ発行シタルトキハ第百七十五条第二項第四号ノ五ニ掲グル事項

六 強制転換条項付株式ヲ発行シタルトキハ第百七十五条第二項第四号ノ六ニ掲グル事項

② (略)

第二百二十六条 (略)

③ 前項ノ規定ニ違反シテ発行シタル株券ハ無効トス但シ株券ヲ発行シタル者ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第二百二十六条ノ二 株主ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外株券ノ所持ヲ欲セザル旨ヲ会社ニ申出ヅルコトヲ得此ノ場合ニ於テ既ニ発行セラレタル株券アルトキハ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス

②前項ノ申出アリタルトキハ会社ハ遅滞ナク株券ヲ発行セザル旨ヲ株主名簿ニ記載若ハ記録シ又ハ株券ヲ銀行若ハ信託会社ニ寄託シ且其ノ記載若ハ記録又ハ寄託ヲ為シタル旨ヲ株主ニ通知スルコトヲ要ス

③会社ガ前項ノ規定ニ依ル記載又ハ記録ヲ為シタルトキハ株券ノ発行ハ之ヲ為スコトヲ得ズ且第一項後段ノ規定ニ依リ会社ニ提出セラレタル株券ハ之ヲ無効トス

④第一項ノ申出ヲ為シタル株主ハ何時ニテモ株券ノ発行又ハ返還ヲ請求スルコトヲ得但シ株券返還ノ請求ハ会社ニ対シテ之ヲ為スコトヲ要ス

⑤第二項ノ規定ニ依ル株券ノ寄託ニ要スル費用ハ会社ノ負担トス但シ株券返還ノ請求アリタルトキハ会社ハ株主ニ対シ前項ノ規定ニ依ル株券発行ノ場合ニ於テ株主ガ負担スベキ費用ニ相当スル額ノ支払ヲ請求スルコトヲ得

第二百三十条（略）

②前項ノ株券喪失登録ノ申請ヲ為ス者ハ申請書ニ同項ノ株券ノ取得ノ事実及其ノ株券ノ喪失ノ事実ヲ証スル資料其ノ他ノ法務省令ニ定ムル資料ヲ添付シテ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス但シ其ノ申請ヲ為ス者ガ其ノ株券ニ係ル株式ノ株主又ハ質権者トシテ株主名簿ニ記載又ハ記録セラレタル者（以下本節ニ於テ名義人ト称ス）ナルトキハ其ノ株券ノ喪失ノ事実ヲ証スル資料ノミヲ添付スルヲ以テ足ル

ル

③・④（略）

②第三十三条ノ二第一項ノ規定ハ株券喪失登録簿ニ、第二百二十四条第一項乃至第三項ノ規定ハ株券ヲ喪失シタル者トシテ株券喪失登録簿ニ記載又ハ記録セラレタル者（以下株券喪失登録者ト称ス）ニ対スル通知ニ之ヲ準用ス

③・④（略）
第二百三十条ノ四 株券喪失登録ノ為サレタル株券ヲ所持スル者（其ノ株券ニ付テノ株券喪失登録者ヲ除ク）ハ会社ニ対シ其ノ株券喪失登録ニ付登録異議ノ申請ヲ為スコトヲ得但シ其ノ株券喪失登録ノ為サレタル日ノ翌日ヨリ起算シテ一年ヲ経過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（略）

③前項ノ由請書ニハ同項ノ登録異議ノ申請ヲ為ス者ノ住所及其ノ株券ニ係ル株券喪失登録ガ第六項ノ規定ニ依リ抹消セラルル日ニ名義書換ヲ為スベキ旨ヲ請求スルトキハ其ノ旨ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス

④・⑤（略）

⑥前項ノ通知ノ為サレタル日ヨリ一週間ヲ経過シタル日ニ会社ハ第二項ノ規定ニ依リ提出セラレタル株券ニ係ル株券喪失登録ヲ抹消スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ会社ハ其ノ株券ヲ第一項ノ登録異議ノ申請ヲ為シタル者ニ返還スルコトヲ要ス

第二百三十条ノ五 株券喪失登録者ハ会社ニ対シ其ノ株券喪失登録ノ抹消ノ申請ヲ為スコトヲ得

②・⑤（略）

第二百三十条ノ六 株券喪失登録ノ為サレタル株券ハ第二百三十条ノ四第一項ノ登録異議ノ申請若ハ前条第一項ノ抹消ノ申請ガ為サレタル場合又ハ次条第二項（同条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ其ノ株券喪失登録ガ抹消セラレタル場合ヲ除キ其ノ株券喪失登録ノ為サレタル日ノ翌日ヨリ起算シテ一年ヲ経過シタル日ニ無効トナル此ノ場合ニ於テハ取締役ハ株券喪失登録簿ニ其ノ株券ガ無効トナリタル旨及其ノ無効トナリタル日ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

②前項ノ規定ニ依リ無効トナリタル株券ニ付テノ株券喪失登録者ガ其ノ株券ニ係ル株式ノ名義人ニ非ザルトキハ其ノ株券ニ付テハ会社ハ同項ノ規定ニ依リ其ノ株券ガ無効トナリタル日ニ其ノ株券喪失登録者ニ付名義書換ヲ為シタルモノト看做ス

③株券喪失登録者ハ第一項ノ規定ニ依リ株券ガ無効トナリタル後ニ非ザレバ其ノ株券ノ再発行ヲ請求スルコトヲ得ズ

第二百三十条ノ七 （略）

②前項ノ規定ニ依リ第二百十六条第一項ニ規定スル公告ヲ為ストキハ会社ハ其ノ公告ヲ為シタル日ニ前項ノ株券ニ係ル株券喪失登録ヲ抹消スルコトヲ要ス

③第一項ノ株券ニ付テノ株券喪失登録者ガ其ノ株券ニ係ル株式ノ名義人ニ非ザル場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ会社ガ第二百十六条第一項ニ規定スル公告ヲ為シ且同項ノ期間内ニ利害関係人ガ異議ヲ述べザリシトキハ其ノ株券ニ付テハ会社ハ其ノ期間満了ノ日ニ其ノ株券喪失登録者ニ付名義書換ヲ為シタルモノト看做ス

④第一項及第二項ノ規定ハ株券喪失登録者ガ第二百二十条第四項（第二百十三条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ請求ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百三十条ノ八 （略）

②・③ （略）

④株券喪失登録ノ為サレタル株券ニ付テノ株券喪失登録者ガ其ノ株券ニ係ル株式ノ名義人ニ非ザルトキハ会社ハ左ノ各号ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ株式ニ付第一項ニ規定スル日（前条第二項（同条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ株券喪失登録ガ抹消セラレタルトキハ第二百十六条第一項又ハ第二百二十条第四項（第二百十三条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ期間内ニ利害關係人ガ異議ヲ述べザリシ場合ニ於ケル其ノ期間満了ノ日次項ニ於テ同ジ迄ノ間ハ其ノ各号ニ定ムル行為ヲ為スコトヲ得ズ

一 株式ノ併合、分割又ハ転換ニ因ル株式ノ発行ヲ為ス場合 其ノ株式ニ係ル株券ノ交付

二～六 （略）

⑤～⑧ （略）

第二百三十七条 （略）

（略）

③第一項ノ請求アリタル後遲滞ナク総会招集ノ手続ガ為サレザルトキハ請求ヲ為シタル株主ハ裁判所ノ許可ヲ得テ其ノ招集ヲ為スコトヲ得其ノ請求アリタル日ヨリ八週間内ノ日ヲ会日トスル総会ノ招集ノ通知ガ発セラレザルトキ亦同ジ

（略）

第二百四十一条 各株主ハ一株ニ付一個ノ議決権ヲ有ス但シ一単元ノ株式ノ数ヲ定メタル場合ニ於テハ一単元ノ株式ニ付一個ノ議決権ヲ有ス

②会社ハ其ノ有スル自己ノ株式ニ付テハ議決権ヲ有セズ

③会社、親会社及子会社又ハ子会社ガ他ノ株式会社ノ総株主ノ議決権ノ四分ノ一ヲ超ユル議決権ヲ有スル場合ニ於テハ其ノ株式会社又ハ有限会社ノ総社員ノ議決権ノ四分ノ一ヲ超ユル議決権ヲ有スル場合ニ於テハ其ノ株式会社又ハ親会社ノ株式ニ付テハ議決権ヲ有セズ

(略)

④(略)
第二百四十四条 (略)

②(略)
⑤(略)

⑥第二百六十三条第三項ノ規定ハ前項ニ掲タルモノニ、同条第七項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲タルモノ（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限公司法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲タルモノ）ニ之ヲ準用ス

第二百四十五条ノ三 前条第一項ノ請求ハ決議ノ日ヨリ二十日内ニ株式ノ種類及數ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス

②(略)
⑤(略)

⑥株式ノ代金ノ支払ハ株券ト引換ニ之ヲ為スコトヲ要ス株式ノ移転ハ代金ノ支払ノ時ニ其ノ効力ヲ生ズ

第二百四十五条ノ五 (略)
②(略)
④(略)

⑤第二百四十五条ノ二第二項、第二百四十五条ノ三第二項乃至第六項及前条ノ規定ハ第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

⑥(略)
第二百八十条ノ五 株主ガ新株ノ引受権ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ對シ其ノ者ガ引受権ヲ有スル株式ノ種類及數、一定ノ期日迄ニ株式ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ権利ヲ失フベキ旨並ニ第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号ニ掲タル事項ノ定アルトキハ其ノ内容ヲ通知スルコトヲ要ス

②(略)
③(略)

第二百八十六条 (略)

②前項ノ規定ハ左ノ事項ヲ記載又ハ記録シタル証書又ハ電磁的記録ニ依ル契約ヲ以テ新株ノ総数ヲ引受ケル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 前項各号ニ掲タル事項

二 払込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託会社ノ払込ノ取扱ノ場所

②第二百五十三条第二項及小切手法第二十一条ノ規定ハ新株引受権証書ニ之ヲ準用ス

第二百八十条ノ六ノ三 新株ノ引受権ヲ譲渡スニハ新株引受権証書ヲ交付スルコトヲ要ス

②前項ノ場合ニ於テハ会社ハ遅滞ナク其ノ旨及一定ノ期間内ニ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載又ハ記録アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ三月ヲ下ルコトヲ得ズ

第二百八十条ノ十九 新株予約権トハ之ヲ有スル者（以下新株予約権者ト称ス）ガ会社ニ對シ之ヲ行使シタルトキニ会社ガ新株予約権者ニ對シ新株ヲ発行シ又ハ之ニ代ヘテ会社ノ有スル自己ノ株式ヲ移転スル義務ヲ負フモノヲ謂フ

- ② 第二百八十九条ノ二十 (略)
- ② 前項ノ場合ニ於テハ左ノ事項ハ取締役会之ヲ決ス但シ定款ヲ以テ株主総会ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
一・六 (略)
- 七 会社ガ新株予約権ヲ消却スルコトヲ得ベキ事由及消却ニ依リ新株予約権者ノ受クベキ金銭其ノ他ノ消却ノ条件
八 新株予約権ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スルモノトスルトキハ其ノ旨
九 新株予約権者ノ請求アルトキニ限り新株予約権証券ヲ発行スベキモノトスルトキハ其ノ旨
十 新株予約権ノ行使ニ因リテ新株ヲ発行スル場合ニ於ケル其ノ新株ノ発行価額中資本ニ組入レザル額
十一 (略)
- 十二 会社三対シ行使スルコトニ因リ其ノ会社ノ発行スル新株予約権ノ割当ヲ受ケタルコトナル権利(以下新株予約権ノ引受け権ト
称ス)ヲ株主ニ与フルトキハ其ノ旨並ニ新株予約権ノ引受け権ノ目的タル新株予約権ノ数及其ノ新株予約権ノ発行ノ条件
十三・十四 (略)
- ③・④ (略)
- 第二百八十九条ノ二十五 (略)
- ② (略)
- ③ 第二百八十九条ノ四第三項ノ規定ハ株主ガ新株予約権ノ引受け権ヲ有スベキ場合ニ之ヲ準用ス
第二百八十九条ノ二十八 新株予約権ノ申込又ハ新株予約権ノ引受け権ノ行使ヲ為サンタルスル者ハ新株予約権申込証ノ用紙ニ其ノ引受け
キ新株予約権ノ数及住所ヲ記載シ之ニ署名シテ新株予約権申込証ヲ作ルコトヲ要ス
②・④ (略)
- ⑤ 前各項ノ規定ハ第二項各号ニ掲タル事項ヲ記載又ハ記録シタル証書又ハ電磁的記録ニ依ル契約ヲ以テ新株予約権ノ総数ヲ割当ツル場
合ニハ之ヲ適用セズ
- 第二百八十九条ノ三十四 新株予約権ヲ譲渡スニハ新株予約権証券ヲ交付スルコトヲ要ス
② 第二百五条第一項及小切手法第二十一条ノ規定ハ新株予約権証券ニ之ヲ準用ス
第二百八十九条ノ二十四ノ二 新株予約権証券ハ公示催告ノ手続ニ依リテ之ヲ無効ト為スコトヲ得
② 新株予約権証券ヲ喪失シタル者ハ除権判決ヲ得ルニ非ザレバ其ノ再発行ヲ請求スルコトヲ得ズ
第二百八十九条ノ三十五 (略)
- ② 第二百六条第二項ノ規定ハ新株予約権原簿ノ名義書換代理人ヲ置ク場合ニ之ヲ準用ス
第二百八十九条ノ三十六 会社ハ第二百八十九条ノ二十第一項ノ決議ニ於テ新株予約権ヲ消却スルコトヲ得ベキ事由トシテ定メタル事由ガ
発生シタルトキニ限り新株予約権ノ消却ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ消却セラルベキ新株予約権ハ取締役会之ヲ決ス
② (略)
- ③ 消却セラルベキ新株予約権ニ付新株予約権証券ヲ発行セザリシトキハ前項本文ノ公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ

④ 第二百八十九条ノ二十七 新株予約権ヲ行使スル者ハ請求書ニ新株予約権証券ヲ添付シテ之ヲ会社ニ提出シ且第一百八十九条ノ二十第二項第四号ニ掲タル額ノ全額ノ払込ヲ為スコトヲ要ス但シ新株予約権証券ヲ発行セザリシトキ又ハ第二百六十六条第十一項ノ規定ニ依リ之ヲ会社ニ預託シタルトキハ之ヲ添付スルコトヲ要セズ

② ④ (略) 第二百九十三条ノ五 営業年度ヲ一年トスル会社ハ定款ヲ以テ一営業年度ニ付一回ニ限り営業年度中ノ一定ノ日ヲ定メ其ノ日ニ於ケル株主ニ対シ取締役会ノ決議ニ依リ金銭ノ分配ヲ為スコトヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得

② ⑦ (略) 第二百九十三条ノ七 前条ノ規定ニ依ル請求アリタルトキハ取締役ハ其ノ請求ガ左ニ掲タル事由ニ該当スルト認ムベキ相当ノ理由アル場合ヲ除クノ外之ヲ拒ムコトヲ得ズ

一 (略) 二 株主が会社ト競業ヲ為ス者ナルトキ、会社ト競業ヲ為ス会社ノ社員、株主、取締役若ハ執行役ナルトキ又ハ会社ト競業ヲ為ス者ノ為其ノ会社ノ株式ヲ有スル者ナルトキ

三・四 (略) 第三百六条 債券ハ社債全額ノ払込アリタル後ニ非ザレバ之ヲ発行スルコトヲ得ズ

第三百二十条 (略)

② (略)

③ 社債総額ノ十分ノ一以上ニ當ル社債権者ハ會議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ第一項ノ社債ヲ発行シタル会社又ハ社債管理会社ニ提出シテ社債権者集会ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

④ (略)

⑤ 第二百三十七条第三項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

⑥ ⑦ (略)

第三百二十一条 各社債権者ハ社債ノ最低額毎ニ一個ノ議決権ヲ有ス

② ③ (略)

第三百二十九条 社債権者集会ハ社債総額ノ千分ノ一以上ヲ有スル社債権者ノ中ヨリ一人又ハ数人ノ代表者ヲ選任シ其ノ決議スベキ事項ノ決定ヲ之ニ委任スルコトヲ得

② (略)

第三百四十一条ノ二 会社ハ新株予約権ヲ付シタル社債ニシテ本款ニ規定スル特例ノ適用ヲ受クルモノ（以下新株予約権付社債ト称ス）ヲ発行スルコトヲ得

② ⑤ (略)

第三百四十二条ノ三 前条第一項ノ場合ニ於テハ左ノ事項ハ取締役会之ヲ決ス但シ定款ヲ以テ株主総会ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一・二 (略)

三 払込期日

四 第三百八十条ノ二十第二項第一号、第二号、第四号乃至第七号、第十号及第十一号ニ掲タル事項

五・六 (略)

七 新株予約権ヲ行使セントスル者ノ請求アルトキハ其ノ新株予約権ヲ付セラレタル社債ノ全額ノ償還ニ代ヘテ第三百四十二条ノ十三第一項ノ払込アリタルモノト為スモノトストキハ其ノ旨

八 新株予約権ヲ行使シタルトキニ前号ノ請求アリタルモノト看做スモノトストキハ其ノ旨

九 会社ニ対シ行使スルコトニ因リ其ノ会社ノ発行スル新株予約権付社債ノ割当ヲ受ケタルコトナル権利（以下新株予約権付社債ノ引受権ト称ス）ヲ株主ニ与フルトキハ其ノ旨並ニ新株予約権付社債ノ引受権ノ目的タル新株予約権付社債ニ付テノ社債ノ金額及新株予約権ノ発行ノ条件

十 (略)

②・③ (略)
第三百四十二条ノ七 新株予約権付社債ノ割当ヲ受ケタル者ハ払込期日ニ社債及新株予約権ノ発行価額ノ全額ノ払込ヲ為スコトヲ要ス

第三百四十二条ノ八 (略)

②前項ノ債券（以下新株予約権付社債券ト称ス）ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

一 新株予約権付社債券ナル旨ノ表示

二 第三百八十条ノ二十第二項第一号、第二号、第四号乃至第七号ニ掲タル事項

三 第三百一条第二項第一号乃至第八号ニ掲タル事項

四 第三百四十二条ノ三第一項第七号及第八号ニ掲タル事項

五 第三百四十二条ノ十三第一項ノ払込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託会社及其ノ取扱ノ場所但シ第三百四十二条ノ三第一項第八号ニ掲

六 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

③新株予約権付社債券ハ無記名式トス

第三百四十二条ノ十一 新株予約権付社債ヲ譲渡スニハ新株予約権付社債券ヲ交付スルコトヲ要ス

②第二百五十二条第二項及小切手法第二十二条ノ規定ハ新株予約権付社債券ニ之ヲ準用ス

第三百四十二条ノ十二 (略)

②新株予約権付社債ニ付セラレタル新株予約権ヲ消却スル場合ニ於テ未ダ消滅セザル社債アルトキハ取締役ハ前項ニ於テ準用スル第二百八十条ノ三十六第二項ノ規定ニ依リ提出セラレタル新株予約権付社債券ニ新株予約権ガ消却セラレタル旨ヲ記載シ之ヲ権利者ニ交

付スルコトヲ要ス

第三百四十二条ノ十三 新株予約権付社債ニ付セラレタル新株予約権ヲ行使スル者ハ請求書ニ新株予約権付社債券ヲ添付シテ会社ニ提出シ且新株予約権ノ行使ニ際シテ払込ヲ為スベキ額ノ全額ノ払込ヲ為スコトヲ要ス

(略)

③第三百七十五条第一項及同条第八項ニ於テ準用スル第三十三条ノ二第二項ノ規定ハ第一項ノ請求書ニ、第一百七十八条及第一百八十九条ノ規定ハ第一項ノ払込ヲ取扱フ銀行又ハ信託会社ニ、第二百二十二条ノ七ノ規定ハ新株予約権ノ行使ニ因ル変更ノ登記ニ、第一百八十七条第三項ノ規定ハ第一項ノ払込ニ、第二百八十条ノ三十八ノ規定ハ新株予約権ノ行使アリタル場合ニ、前条第二項ノ規定ハ新株予約権ノ行使アリタルトキニ於テ未ダ消滅セザル社債アル場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十二条ノ十四 会社ガ新株予約権付社債ニ付社債ノ償還ヲ為ス場合ニ於テ未ダ消滅セザル新株予約権付社債券ト引換ニ社債ノ償還ヲ為スコトヲ求ムルコトヲ得ズ此ノ場合ニ於テ会社ハ社債ノ償還ト引換ニ新株予約権付社債券ニ社債ノ償還アリタル旨ヲ記載スルコトヲ求ムルコトヲ得

第三百四十二条ノ十五 (略)

(略)

④第二百二十二条ノ二第三項、第二百八十一条ノ四第三項、第一百八十二条ノ十、第一百八十三条ノ十一、第一百八十四条、第一百八十五条第一項第二項及第二百八十一条ノ二十八第四項第五項ノ規定ハ新

株予約権付社債ヲ発行スル場合ニ之ヲ準用ス

(略)

第三百四十八条 定款ヲ変更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定ヲ設クル場合ニ於テハ其ノ決議ハ三百四十三条ノ規定ニ拘ラズ總株主ノ過半数ニシテ總株主ノ議決権ノ三分ノ二以上ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス此ノ場合ニ於テハ一単元ニ満タザル数ノ株式ノミヲ有スル株主ノ数及第一百四十二条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ議決権ヲ有セザル株主ノ数ハ總株主ノ数ニ之ヲ算入セズ

(略)

第三百四十九条 (略)

②第二百四十五条ノ二第二項、第二百四十五条ノ三及第二百四十五条ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十五条 第三百四十八条第一項ノ決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ旨並ニ一定ノ期間内ニ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨及其ノ期間内ニ提出セラレザル株券ハ無効トナル旨ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載又ハ記録アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

②第三百四十八条第一項ノ定ノ設定ハ前項ノ期間満了ノ時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ

③第二百六十六条ノ規定ハ第三百四十八条第一項ノ決議ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十五条 (略)

②第二百四十五条ノ二第二項、第二百四十五条ノ三及第二百四十五条ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十八条 (略)

(2) (6) (略)

(7) 第二百四十五条ノ二第二項、第二百四十五条ノ三第二項乃至第六項及第二百四十五条ノ四ノ規定ハ第五項ノ場合ニ之ヲ準用ス
⑧・⑨ (略)

第三百五十九条 完全子会社トナル会社ハ第三百五十三条第一項ノ決議ヲ為シタルトキハ其ノ旨並ニ株式交換ノ日ノ前日迄ニ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨及株式交換ノ日ニ於テ株券ハ無効トナル旨ヲ其ノ日ノ一月前ニ公告シ且株主及株主名簿ニ記載又ハ記録アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

② 第二百十六条ノ規定ハ第三百五十三条第一項ノ決議ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス
第三百五十九条ノ二 前条ノ規定ハ完全親会社トナル会社ガ株式交換ニ因リテ新株予約権ニ係ル義務ヲ承継シタル場合ニ於ケル新株予約権証券ニ之ヲ準用ス

第三百六十八条 完全子会社トナル会社ハ第三百六十五条第一項ノ決議ヲ為シタルトキハ其ノ旨並ニ一定ノ期間内ニ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨及株式移転ノ日ニ於テ株券ハ無効トナル旨ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載又ハ記録アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

② 第二百十六条ノ規定ハ第三百六十五条第一項ノ決議ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス
第三百六十八条ノ二 前条ノ規定ハ株式移転ニ因リ設立スル完全親会社ガ新株予約権ニ係ル義務ヲ承継シタル場合ニ於ケル新株予約権証券ニ之ヲ準用ス

第三百七十二条 (略)

② 第三百五十五条及第三百六十条ノ規定ハ株式移転ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三 (略)

② 第二百四十五条ノ二第二項、第二百四十五条ノ三及第二百四十五条ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ二十三 (略)

(略)

⑦ 第二百四十五条ノ二第二項、第二百四十五条ノ三第二項乃至第六項及第二百四十五条ノ四ノ規定ハ第五項ノ場合ニ之ヲ準用ス

⑧・⑨ (略)

第三百七十四条ノ三十一 (略)

(略)

④ ② 第三百七十四条ノ三、第三百七十四条ノ七及第三百七十四条ノ十一ノ規定ハ吸收分割ノ場合ニ之ヲ準用ス

(略)

第三百七十六条 会社ハ前条第一項ノ決議ノ日ヨリ一週間内ニ其ノ債権者ニ対シ資本ノ減少ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述アベキ旨、減少スベキ資本ノ額、同項各号ニ掲ケル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額及最終ノ貸借対照表ニシテ法務部令ニ定ムルモノヲ官報ヲ以テ公告シ且知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

② 第百条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

③ (略)

第四百八条ノ三 (略)

② 第二百四十五条ノ二 第二項、第二百四十五条ノ三及第二百四十五条ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百十三条ノ二 (略)

② (略)

第四百四十五条ノ二 (略)

⑧・⑨ (略)

第四百十三条ノ四 合併ニ因リテ消滅スル会社ハ第四百九条第九号ニ掲グル事項ノ記載アル合併契約書ニ付第四百八条第一項ノ承認ノ

決議ヲ為シタルトキハ其ノ旨並ニ一定ノ期間内ニ株券ヲ会社ニ提出すべき旨及其ノ期間内ニ提出セラレザル株券ハ無効トナル旨ヲ公

告シ且株主及株主名簿ニ記載又ハ記録アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

② 第二百十六条ノ規定ハ前項ニ規定スル決議ヲ為シタル場合ニ、第二百十五条第三項及第四項ノ規定ハ其ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テ
合併契約書ノ記載ニ依リ会社ニ提出スルコトヲ要セザルモノト為サレタル株券ニ之ヲ準用ス

○ 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（抄）

第二条 社債ニ物上担保ヲ附セムトスルトキハ其ノ社債ヲ発行スル会社ト信託会社トノ信託契約ニ従ヒ之ヲ発行スヘシ此ノ場合ニ於テ
ハ其ノ信託会社ハ社債権者ノ為ニ社債ノ管理ヲ為ス

② (略)

第九十五条 委託会社、社債権者集会ノ代表者又ハ社債総額ノ十分ノ一以上ニ当ル社債権者ハ何時ニテモ受託会社ニ於ケル担保物保管
ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

② (略)

○ 供託法（明治三十二法律第十五号）（抄）

第一条ノ二 供託所ニ於ケル事務ハ法務局若ハ地方法務局若ハ此等ノ支局又ハ此等ノ出張所ニ勤務スル法務事務官ニシテ法務局又ハ地
方法務局ノ長ノ指定シタル者力供託官トシテ之ヲ取扱フ
第一条ノ三 供託官ノ处分ニ付テハ行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章ノ規定ハ之ヲ適用セズ
第一条ノ四 供託官ノ処分ヲ不当トスル者ハ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ審査請求ヲ為スコトヲ得

第一条ノ五 審査請求ハ供託所ニ審査請求書ヲ提出シテ之ヲ為ス

第一条ノ六 供託官ハ審査請求ヲ理由アリト認ムルトキハ処分ヲ変更シテ其旨ヲ審査請求人ニ通知スルコトヲ要ス

②審査請求ヲ理由ナシト認ムルトキハ意見ヲ附シ審査請求書ノ提出アリタル日ヨリ五日内ニ之ヲ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ送付スルコトヲ要ス

第一条ノ七 法務局又ハ地方法務局ノ長ハ審査請求ヲ理由アリトスルトキハ供託官ニ相当ノ処分ヲ命スルコトヲ要ス

第一条ノ八 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項但書、第三十四条第二項乃至第六項、第四十条第三項乃至第六項及ビ第四十三条ノ規定ハ供託官ノ処分ニ係ル審査請求ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二条 供託所ニ供託ヲ為サント欲スル者ハ法務大臣カ定メタル書式ニ依リテ供託書ヲ作り供託物ニ添ヘテ之ヲ差出タスコトヲ要ス

第五条 法務大臣ハ法令ノ規定ニ依リテ供託スル金錢又ハ有価証券ニ非サル物品ヲ保管スヘキ倉庫営業者又ハ銀行ヲ指定スルコトヲ得

②（略）

○ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（抄）

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）の施行後」

（定義）

第二条 この法律において「協同組織金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 農林中央金庫
- 二 商工組合中央金庫
- 三 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号（信用協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会
- 四 信用金庫及び信用金庫連合会
- 五 労働金庫及び労働金庫連合会
- 六 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号（信用事業）の事業を行うものに限る。第十九条第一項第三号、第三十四条第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項及び第三項において同じ。）及び農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号（信用事業）の事業を行うものに限る。第三十四条第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項及び第三項において同じ。）
- 七 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十二条第一項第四号（信用事業）の事業を行うものに限る。第十九条第一項第三号、第三十四条第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項及び第三項において同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号（信用事業）の事業を行うものに限る。第三十四条第二項、第三十六条

第一項及び第二項並びに第四十五条第一項及び第三項において同じ。)、水産加工業協同組合（同法第九十二条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。第十九条第一項第三号並びに第四十五条第一項及び第三項において同じ。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。第四十五条第一項及び第三項において同じ。）

2・3 (略)

4 この法律において「普通出資者」とは、農林中央金庫の会員、商工組合中央金庫法第七条第一項（出資者）に規定する出資者及び連合会等の会員又は組合員をいう。

5・6 (略)

7 この法律において「理事」とは、農林中央金庫の理事、商工組合中央金庫の理事長（商工組合中央金庫法第二十五条第二項又は第三項（副理事長及び理事）の規定によりその職務を代理し、又はその職務を行う副理事長又は理事を含む。）及び連合会等の理事をいう。

8 (略)
(優先出資の発行)

第三条 協同組織金融機関は、この法律の定めるところにより、優先出資を発行することができる。

2・3 (略)
(定款記載事項)

第四条 協同組織金融機関は、優先出資を発行しようとするときは、その口数及び内容について次に掲げる事項を定款で定めなければならぬ。

一 (略)

二 優先的配当（普通出資者に対する剰余金の配当）に先立つて優先出資者に対して行うべき剰余金の配当をいう。以下同じ。）の額の額面金額に対する率

三・五 (略)

2・4 (略)
(優先出資引受権)

第六条 協同組織金融機関は、優先出資の発行に際して、優先出資者に優先出資を引き受けができる権利（以下「優先出資引受権」という。）を与えることができる。

2 協同組織金融機関は、前項の優先出資引受権を与えるようとするときは、次に掲げる事項を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。

一・二 (略)

三 優先出資者の請求があるときに限り優先出資引受権を表示する証書（以下「優先出資引受権証書」という。）を発行するときは、その旨及びその請求をすることができる期間

(略)

5 4 3
優先出資引受権を譲渡するには、優先出資引受権証書を交付しなければならない。
(略)

תְּלִימָדָה (בְּ)

第九条 優先出資の申込みをしようとする者は、優先出資申込証に引き受けようとする優先出資の口数及び引受価額並びに住所を記載

一、協同組織金融機関の名称

二 普通出資の一□の金額及び総□数

四三 第四条第一項から第三項までの規定により、
発行済優先出資の種類及び種類ごとの口数

六五 資本の額

七六
発行して、さて各債券の償還の際は、
発行しようとする優先出資の発行価額及び払入期日

八 前号の発行価額のうち資本に組み入れない額

第十五条の規定により優先出資の消却が行われることがある。

十二 指定の登録機関による登録権限

三・四

(優先出資の発行についての商法の準用)

第十四条 商法第二百七十八条（払込取扱機関の変更）、第二百八十九条（払込取扱機関の証明）、第二百九十条（権利株の譲渡）、第二百八十一条ノ十（株式発行の差止め）、第二百八十二条ノ十一（不公正な価額で株式を引き受けた者の責任）、第二百八十三条ノ十二（新株引受けの無効又は取消しの制限）、第二百八十四条ノ十三（取締役の引受担保責任）及び第二百八十五条から第二百八十六条ノ十八まで（新株発行無効の訴え）の規定は、優先出資の発行について準用する。この場合において、同法第二百七十八条中「前条第一項ノ払込ヲ取扱フ銀行若ハ信託会社」とあるのは「優先出資法第九条第二項第十号ニ掲グル金融機関」と、「裁判所ノ許可」とあるのは「行政庁ノ認可」と、同法第二百八十九条中「銀行又ハ信託会社」とあるのは「金融機関」と、「発起人又ハ取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百八十五条ノ十中「株主」とあるのは「普通出資者又ハ優先出資者」と、同法第二百八十六条ノ十一第一項中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と、同法第二百八十七条ノ二第一項中「前項」とあるのは「普通出資者又ハ優先出資者ノ為ス前項」と、同法第二百八十八条ノ十二中「株式申込証ノ用紙若ハ新株引受け権証書」とあるのは「優先出資申込証」と、同法第二百八十九条ノ十三中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同法第二百八十五条ノ十五第二項中「株主、取締役」とあるのは「普通出資者、優先出資者」と、同法第二百八十七条ノ二第一項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「株主名簿」とあるのは「株主登録簿」とあるのは

、「優先出資者名簿」と、同条第三項中「株券ヲ發行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ發行済株式」とあるのは「發行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「優先出資法第三十条ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」と読み替えるものとする。

(優先出資の消却)

第十五条 協同組織金融機関は、次に掲げる場合には、普通出資者総会の議決を経て、資本の額を変更することなく、優先出資の消却を行うことができる。

- 一 第十九条第一項の規定による剰余金の配当の限度額からその事業年度の優先的配当の額を控除して得た額の全部又は一部をもつて消却を行う場合
- 二 普通出資の増加によって得た資金をもつて消却を行う場合

2 (略)

5 商法第二百五十五条第一項及び第二項（株式併合の手続）、第二百五十五条ノ二（株券廃止会社等における株式併合の手続）並びに第二百二十条第四項（一株に満たない端数の処置）の規定は、優先出資の消却について準用する。この場合において、同法第二百五十五条第一項中「株券ヲ」とあるのは「優先出資証券ヲ」と、「株券（第三項ノ株券ヲ除ク）」とあるのは「優先出資証券」と、「旨及前条第三項ノ規定ニ依ル定アルトキハ其ノ内容ヲ」とあるのは「旨ヲ」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、同法第二百五十五条ノ二中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ發行済株式」とあるのは「發行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「優先出資法第三十条ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」と、同法第二百二十条第四項中「第一項ノ」とあるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第一項各号ニ掲タル」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「同項ノ代金ヲ交付スル」とあるのは「消却ニ伴フ支払ヲ為ス」と読み替えるものとする。

(優先出資の分割)

第十六条 (略)

2 (略)

5 商法第二百五十五条（株式分割の場合における分割期日等）の規定は優先出資の分割により優先出資証券の提出を必要としない場合について、同法第二百五十五条第一項及び第二項並びに第二百二十六条（株式併合の手続）の規定は優先出資の分割により優先出資証券の提出を必要とする場合について、同法第二百二十条第一項本文、第二項前段及び第四項（一株に満たない端数の処置）並びに非訟事件手続法（明治二十一年法律第十四号）第二百二十六条第一項（管轄裁判所）及び第二百三十二条ノ三（端株の任意売却許可の申請）の規定は優先出資の分割により一口に満たない端数を生じる場合についてそれぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十五条第一項中「前条第一項」とあるのは「優先出資法第十六条第一項」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「記載又ハ記録」とあるのは「記載」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「優先出資法第十六条第一項」と、同条第三項中「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「種類及數」とあるのは「種類及口数」と、同法第二百五十五条第一項中「株券ヲ」とあるのは「優先出資証券ヲ」と、「旨及前条第三項ノ規定ニ依ル定アルト

キハ其ノ内容ヲ」とあるのは「旨ヲ」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、同法第二百十六条第一項中「旧株券」とあるのは「旧優先出資証券」と、「新株券」とあるのは「新優先出資証券」と、同法第二百二十条第一項本文中「一株」とあるのは「優先出資一口」と、同条第四項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と読み替えるものとする。

(優先出資者に対する剩余金の配当)

第十九条 (略)

2 (略)

12 11 協同組織金融機関は、定款で定めるところにより、優先出資者に優先的配当のほかに、剩余金の配当を行うことができる。

(略)
(優先出資の譲渡)

第十二条 (略)

(略)

優先出資証券の発行前にした優先出資の譲渡は、協同組織金融機関に対して効力を生じない。

4 優先出資を譲渡するには、優先出資証券を交付しなければならない。

5 優先出資証券を占有している者は、適法に所持している者と推定する。

(優先出資の移転の対抗要件)

第二十三条 優先出資の譲渡その他の移転は、取得者の名称及び住所を優先出資者名簿に記載しなければ、協同組織金融機関に對抗することができない。

2 (略)
(優先出資者名簿の記載事項)

第二十四条 協同組織金融機関は、優先出資者名簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 優先出資者の名称及び住所
- 二 優先出資者の有する優先出資の種類及び口数
- 三 優先出資者の有する優先出資につき優先出資証券を発行したときは、その優先出資証券の番号
- 四 優先出資の取得の年月日
(優先出資に対する質権の設定)

第二十五条 優先出資を質権の目的とするには、優先出資証券を交付しなければならない。

2 第二十六条 優先出資を質権の目的とするには、優先出資証券を交付しなければならない。
商法第二百七条第二項(株式の質入れの対抗要件)、第二百八条(質権の効力)及び第二百九条(第四項及び第五項を除く。)(株式の登録質)の規定は、優先出資を質権の目的とする場合について準用する。この場合において、同法第二百七条第二項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又ハ買取」とあるのは「消却又ハ分割」と、同法第二百九条第一項中「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「記載又ハ記録」とあるのは「記載」と、「利益若ハ利息ノ配当」とあるのは「剩余金ノ配当」と、「於テハ株券ヲ發行セザル旨ノ定款ノ定アルトキヲ除クノ外」とあるのは「於テハ」と、「株券

ニとあるのは「優先出資証券」と、同条第二項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と読み替えるものとする。

(優先出資証券の発行)

第二百二十八条 協同組織金融機関は、優先出資の払込期日以後、遅滞なく、優先出資証券を発行しなければならない。

- 2 優先出資証券は、優先出資の払込期日以後でなければ、発行してはならない。
- 3 前項の規定に違反して発行した優先出資証券は、無効とする。ただし、優先出資証券を発行した者に対する損害賠償の請求を妨げない。

(優先出資証券についての商法の準用)

第三十条 商法第二百一十六条ノ一（株券の不発行）、第二百二十九条（株券の即時取得）及び第二百八十一条ノ三十四ノ二（除権判決による再発行）の規定は、優先出資証券について準用する。この場合において、同法第二百一十六条ノ二第二項中「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「記載又ハ記録」とあるのは「記載」と読み替えるものとする。

(優先出資者総会における議決権)

第三十二条 優先出資者は、優先出資者総会において、優先出資一口について一個の議決権を有する。

2 協同組織金融機関は、その有する自己の優先出資について、前項の議決権を有しない。

- 3 協同組織金融機関又はその子会社が、合算して、他の株式会社の総株主の議決権又は他の有限会社の総社員の議決権の四分の一を超える議決権を有する場合には、その株式会社又は有限会社は、当該協同組織金融機関の優先出資について、第一項の議決権を有しない。

○ 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義等）に規定する銀行（以下「普通銀行」という。）

二～五（略）

2 この法律において「銀行」とは、普通銀行又は長期信用銀行をいう。

3 この法律において「協同組織金融機関」とは、信用金庫、労働金庫又は信用協同組合をいう。

4～6（略）

(合併)

- 一 第三条 次に掲げる異種の金融機関は、合併を行うことができる。

（略）

二 普通銀行及び協同組織金融機関
三 長期信用銀行及び協同組織金融機関

四 信用金庫及び労働金庫

五 信用金庫及び信用協同組合

六 労働金庫及び信用協同組合

2 (略)

(転換)

第四条 金融機関は、次に定めるところにより異種の金融機関になることができる。

- 一 (略)
- 二 普通銀行がその組織を変更して信用金庫になること。
- 三 信用金庫がその組織を変更して普通銀行、労働金庫又は信用協同組合になること。
- 四 労働金庫がその組織を変更して普通銀行、信用金庫又は信用協同組合になること。
- 五 信用協同組合がその組織を変更して普通銀行、信用金庫又は労働金庫になること。

○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）の施行後」

（定義）
第二条 (略)

(略)

- 3 この法律において「特定目的会社」とは、次編第二章第二節の規定に基づき設立された社団をいう。
- 4 この法律において「資産流動化計画」とは、特定目的会社による資産の流動化に関する基本的な事項を定めた計画をいう。
- 5 この法律において「優先出資」とは、特定目的会社に対する出資であつて、当該出資をした者が、当該特定目的会社の利益の配当又は残余財産の分配を、当該特定目的会社に対して特定出資をした者に先立つて受ける権利を有しているものをいう。
- 6 (8) (略)
- 9 この法律において「優先出資証券」又は「特定社債券」とは、優先出資につき特定目的会社が第四十六条の規定により発行する出資証券又は特定社債につき特定目的会社が第百十三条第一項において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百六条の規定により発行する債券をいう。

10 (12) (略)

13 この法律において「特定目的信託」とは、この法律の定めるところにより設定された信託であつて、資産の流動化を行うことを目的とし、かつ、信託契約の締結時において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とするものをいう。

(略)

14

15 16 17 この法律において「受益証券」とは、特定目的信託に係る信託契約に基づく信託の受益権を表示する証券であつて、受託者がこの法律の定めるところにより発行するものをいう。

この法律において「受託信託会社等」とは、特定目的信託の受託者である信託会社又は信託業務を営む銀行その他の金融機関をいう。

(略)

18 19

この法律において「特定信託管理者」とは、第一百九十九条第一項の規定により受託信託会社等により選任された者をいう。

(資産流動化計画)

第五条 資産流動化計画には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 (略)

二 資産対応証券及び特定目的借入れに関する次に掲げる事項

イヽハ (略)

ニ 新優先出資引受権付特定社債においては、次に掲げる事項

(1) (4) (略)

(5) 引受権を行使しようとすると者の請求があるときは、新優先出資引受権付特定社債の償還に代えてその発行価額をもつて

第百十三条の四の七第一項の払込みがあつたものとする旨

(6) (7) (略)

ホヽト (略)

三 (6) (略)

2・3 (略)

(資本及び最低資本金)

第十九条 特定目的会社の資本は、特定資本又は資産流動化計画で優先出資の発行が定められた場合には、特定資本及び優先資本（当該資産流動化計画に従い発行される優先出資に係る資本をいう。以下同じ。）とする。

2 (略)

(社員)

第二十六条 特定目的会社（優先出資を発行しない特定目的会社に限る。）の社員は、特定社員とし、優先出資を発行する特定目的会社の社員は、特定社員及び優先出資社員（優先出資に係る持分を有する者をいう。以下同じ。）とする。

(優先出資の申込み)

第三十八条 優先出資の申込みをしようとする者は、優先出資申込証の用紙に、引き受けようとする優先出資の口数及び住所を記載し、これに署名して、優先出資申込証を作成しなければならない。

2) 11 (略)

(優先出資の譲渡等)

第四十一条 (略)

2 (略)

3 優先出資証券の発行前にした優先出資の譲渡は、特定目的会社に対しても効力を生じない。

4 優先出資を譲渡するには、優先出資証券を交付しなければならない。

5 優先出資証券を占有する者は、適法にこれを所持しているものと推定する。

(優先出資の移転の対抗要件)

第四十二条 優先出資の移転は、その取得者の氏名又は名称及び住所並びに優先出資の移転の口数を優先出資社員名簿に記載し、又は記録しなければ、特定目的会社に対抗することができない。

2 (略)

(自己の優先出資の取得等)

第四十三条 特定目的会社は、次に掲げる場合を除き、自己の優先出資を取得し、又は質権の目的として発行済優先出資の総口数の二十分の一を超える口数の自己の優先出資を受けることはできない。

一 優先出資の消却のためにするとき。

二 特定目的会社の権利の実行に当たり、その目的を達成するために必要なとき。

三 第四十八条の五において準用する商法第二百二十条ノ六第一項の規定により優先出資を買い受けるとき。

四 第百十八条の四の規定により優先出資を買い受けるとき。

2 (略)

(優先出資社員名簿の記載事項)

第四十四条 特定目的会社は、優先出資社員名簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 優先出資社員の氏名又は名称及び住所

二 各優先出資社員の有する優先出資の種類及び口数

三 各優先出資社員の有する優先出資につき優先出資証券を発行したときは、その優先出資証券の番号

四 各優先出資の取得の年月日

2 · 3 (略)

(優先出資証券の発行の時期)

第四十五条 特定目的会社は、第四十条第一項の規定による登記をした後、遅滞なく、優先出資証券を発行しなければならない。

2 優先出資証券は、前項の登記後でなければ発行することができない。

3 前項の規定に違反して発行した優先出資証券は、無効とする。ただし、当該優先出資証券を発行した者に対する損害賠償の請求を妨げない。

(優先出資の消却)

第四十八条 特定目的の会社は、次項、第百十八条の八及び第百十八条の九の規定による場合又は第百十九条の規定による手続を経て行う場合を除き、優先出資の消却を行うことができない。

2 (略)

(優先出資の消却に係る商法等の準用)

第四十八条の二 商法第二百五十五条第一項及び第二項（株式併合の手続）並びに第二百二十条第四項（一株に満たない端数に関する処理）の規定は優先出資の消却について、第百十八条の十第二項の規定は第百十九条の規定による手続を経て行う場合以外の優先出資の消却について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百五十五条第一項中「其ノ期間内ニ会社ニ提出セラレザル株券（第三項ノ株券ヲ除ク）ハ無効トナル旨及前条第二項ノ規定ニ依ル定アルトキハ其ノ内容」とあるのは「並ニ其ノ期間内ニ特定目的会社ニ提出セラレザル優先出資証券及単位未満優先出資証券ハ無効トナル旨」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める

2 (略)

(単位未満優先出資原簿への記載)

第四十八条の三 優先出資の発行又は併合により一口の百分の一の整数倍に当たる端数を生じたときは、特定目的の会社は、一定の期日を定め、当該期日までに記載又は記録を欲しない旨の申出があつたものを除き、その端数を単位未満優先出資として、単位未満優先出資原簿を作成し、これに当該単位未満優先出資に係る次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 単位未満優先出資社員（単位未満優先出資に係る持分を有する者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所
- 二 各単位未満優先出資社員の有する単位未満優先出資の種類及び優先出資一口に対する割合
- 三 各単位未満優先出資の取得の年月日

2 (略)

(単位未満優先出資証券)

第四十八条の四の二 単位未満優先出資原簿に記載され、又は記録されている単位未満優先出資社員は、特定目的の会社に対し、単位未満優先出資証券の発行を請求することができる。ただし、特定目的の会社は、資産流動化計画で、単位未満優先出資証券を発行しないことを定めることができる。

2 (略)

5 商法第二百五条（株式の譲渡方法及び株式占有者の資格）、第二百二十九条（株券の即時取得）及び第二百八十一条ノ三十四ノ二（除権判決による再発行）の規定は、単位未満優先出資証券について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(単位未満優先出資に係る商法の準用)

第四十八条の五 商法第二百六条第二項前段（名義書換代理人）の規定は単位未満優先出資原簿について、同法第二百二十条ノ四（権利行使することができる端株主の決定）の規定は単位未満優先出資社員について、同法第二百二十条ノ五（端株主が株主となる時期）の規定は単位未満優先出資原簿に記載又は記録のある単位未満優先出資社員について、同法第二百二十条ノ六（端株の買取請求）の規定は単位未満優先出資について、同法第二百二十四条第一項から第三項まで（株主名簿の効力）並びに第二百二十四条ノ二第一項及び第二項（所在不明の株主）の規定は単位未満優先出資原簿に記載又は記録のある単位未満優先出資社員に対する通知又は催告について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百二十条ノ六第一項中「端株主」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条の四の二第一項但書」ノ規定ニ依ル定アル場合ニ於テハ単位未満優先出資社員」と、同条第四項中「現存スル純資産額」とあるのは「現存スル純資産額ヨリ資産の流動化に関する法律第二百一条第一項各号ニ掲タル金額ノ合計額ヲ控除シタル残額」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(優先出資についての商法等の准用等)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 商法第二百二十条第二項前段及び第四項（一株に満たない端数に関する処理）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(議決権の数)

第五十八条 社員総会が会議の目的とすべき事項のうち、無議決権事項については特定社員は特定出資一口につき一個の議決権を、有議決権事項については社員は特定出資又は優先出資（当該事項について議決権のあるものに限る。）一口につき一個の議決権を有する。ただし、無議決権事項についての特定社員の議決権の数については、定款で別段の定めをすることができる。

2 特定目的会社は、その有する自己の特定出資又は優先出資については、議決権を有しない。
3 特定目的会社は、その議決権を有する出資の四分の一を超える持分を有する法人の発行済株式又は出資の持分については、議決権を有しない。
(定款、社員名簿等の公示)

第七十条 取締役は、次の各号に掲げる資料（第三号の複本の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を当該各号に定める場所に備え置かなければならない。

1 (略)

2 特定社員名簿、優先出資社員名簿、単位未満優先出資原簿及び特定社債原簿 本店（名義書換代理人を置いた場合には、本店又は名義書換代理人の営業所）

3 (略)

2~4 (略)
(計算書類等の作成と監査)

第八十五条 (略)

2 第五条第二項の規定は、前項第一号又は第四号に掲げる資料について準用する。

3 (略)

4 第一項に掲げる資料は、監査役及び会計監査人の監査を受けなければならない。ただし、資産対応証券として特定社債のみを発行する特定目的会社であつて、資産流動化計画に定められた特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額が政令で定める額に満たないものに係る同項に掲げる資料については、会計監査人の監査を受けることを要しない。

5 (略)

(会計監査人のある場合の計算書類等の監査)

第九十三条 (略)

2・3 (略)

4 第八十五条第一項第一号若しくは第四号に掲げる資料が電磁的記録をもつて作成されている場合、又は同項第二号若しくは第三号に掲げる書類若しくは同項の附属明細書について書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合において、監査役又は会計監査人の請求があつたときは、取締役は、前二項の規定にかかわらず、これらの電磁的記録に記録された事項を記載した書面を当該監査役又は会計監査人に交付しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

5 (略)

(中間配当)

第百二条 営業年度を一年とする特定目的会社については、定款をもつて、一営業年度につき一回に限り営業年度中の一定の日を定めその日における社員に対し取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもつてする決定）により金銭の分配を行うことができる旨を定めることができる。

2・7 (略)

(特定社債管理会社の設置)

第百九条 特定目的会社は、特定社債を募集する場合には、特定社債管理会社を定め、特定社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の特定社債の管理を行うことを委託しなければならない。ただし、その募集に係る各特定社債の金額が一億円以上である場合については、この限りでない。

(特定社債募集の方法)

第百十条 特定社債の募集に応じようとする者は、特定社債申込証の用紙に引き受けようとする特定社債の数及び住所を記載し、これに署名して、特定社債申込証を作成しなければならない。

2・6 (略)

(特定社債管理会社の権限等)

第百十一条 (略)

2・3 (略)

4 特定社債管理会社は、特定社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 総特定社債についてするその支払の猶予、その債務の不履行によって生じた責任の免除又は和解
- 二 総特定社債についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続若しくは特別清算に関する手続に属する一切の行為（第一項に規定するものを除く。）

5～7 (略)

(転換特定社債の発行)

第百十三条の二 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、転換特定社債を発行することができる。

2 第一種特定目的会社が優先出資社員以外の者に対して特に有利な転換の条件を付した転換特定社債を発行する場合には、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときにおいても、その者に対しても発行することができる転換特定社債の総額、発行価額、転換の条件、転換によつて発行すべき優先出資の内容及び転換を請求することができる期間について、社員総会の決議によらなければならぬ。

3 前項の決議は、当該決議後最初に発行する転換特定社債であつて、当該決議の日から六月以内に発行すべきものについてのみ効力を有する。

4 (略)

(転換特定社債発行の手続)

第百十三条の二の三 (略)

2 転換特定社債については、転換特定社債券に前項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(転換の請求)

第百十三条の二の五 転換を請求する者は、請求書に転換特定社債券を添付して特定目的会社に提出しなければならない。

(略)

2～4 (略)

5 第三項の場合において、第一項の転換特定社債券は、第三項の電磁的方法による事項の提供に際し提出しなければならない。

(新優先出資引受権付特定社債の発行)

第百十三条の四 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、新優先出資引受権付特定社債を発行することができる。

2 各新優先出資引受権付特定社債に付する新優先出資の引受権の行使によつて発行する優先出資の発行価額の合計額は、各新優先出資引受権付特定社債の金額を超えることができない。

3～5 (略)

(新優先出資引受権付特定社債発行の手続)

第百十三条の四の三 (略)

2 新優先出資引受権付特定社債については、新優先出資引受権付特定社債券に前項各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、次条第一項の新優先出資引受権証券を発行するときは、この限りでない。

(新優先出資引受権証券の発行と方式)

第百十三条の四の四 資産流動化計画に新優先出資の引受権のみを譲渡することができる旨の定めがある場合においては、特定目的会

社は、新優先出資引受権付特定社債券とともに新優先出資引受権証券を発行しなければならない。

2 新優先出資引受権証券には、次に掲げる事項及び番号を記載し、取締役がこれに署名しなければならない。

一 新優先出資引受権証券であることの表示

二 特定目的会社の商号

三 第五百五条第一項第二号ニ（2）・（3）及び（5）に掲げる事項

四 前条第一項第三号に掲げる事項

（新優先出資の引受権の行使）

第五百五十三条の四の七 新優先出資の引受権を行使する者は、請求書を特定目的会社に提出し、かつ、新優先出資の発行価額の全額を払い込まなければならない。請求書を提出する場合において、新優先出資引受権証券を発行しているときは、新優先出資引受権証券を添付し、新優先出資引受権証券を発行していないときは、新優先出資引受権付特定社債券を呈示しなければならない。

2・5 （略）
（反対優先出資社員の優先出資買取請求権）

第一百八十八条の四 （略）

2・3 （略）

4 第二十九条第四項及び第五項の規定は第一項の通知又は第二項の画面による請求について、商法第二百四十五条ノ三第四項から第六項まで（買取請求の手続）及び第二百四十五条ノ四（買取請求の失効）の規定は、前項の場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「優先出資社員」と、同条第五項中「第五十二条第二項（第五十三条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第五十二条第四項において準用する第五十二条第二項」と、同法第二百四十五条ノ三第四項中「決議ノ日」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百十八条の三第一項ノ計画変更決議ノ日（特定社債（特定短期社債ヲ除ク）ヲ発行スル特定目的会社ニ於テハ同法第二百十八条の五第一項ニ規定スル特定社債権者集会ノ承認ノ決議ノ日）」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第六項中「株式」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百四十五条ノ四中「第二百四十五条ノ二第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百十八条の四第一項」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「第二百四十五条第一項ニ掲タル行為」とあるのは「資産流動化計画ノ変更」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
（優先資本の減少）

第一百八十八条の八 （略）

2 （略）

3 第三十八条の二第三項及び第四項並びに商法第三百七十五条第三項（資本減少の決議）及び第三百七十六条（債権者の異議）の規定は、第一項の規定による優先資本の減少について準用する。この場合において、同法第三百七十五条第三項中「第二百三十二条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十三条第一項」と、同法第三百七十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百十八条の八第一項」と、「同項各号」とあるのは「同項第一号及第二号」と読み替えるものとするほか、必要

な技術的読替えは、政令で定める。

第百八十八条の九 (略)

2 (略)

3 第六十一条の二並びに商法第三百七十六条第一項及び第二項（債権者の異議）の規定は、第一項の規定による優先資本の減少を行う場合について準用する。この場合において、第六十一条の二第一項中「社員総会の決議」とあるのは「取締役の決定」と、同法第三百七十六条第一項中「前条第一項ノ決議」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十八条の九第一項ノ決定」と、「債権者」とあるのは「債権者（特定社債権者、特定約束手形ノ所持人及特定目的借入ニ係ル債権者ヲ除ク）」と、「同項各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル」とあるのは「優先出資ノ消却ニ要スル」と、同条第二項において準用する同法第百条第二項及び第三項中「債権者」とあるのは「債権者（特定社債権者、特定約束手形ノ所持人及特定目的借入ニ係ル債権者ヲ除ク）」と読み替えるものとする。

(特定目的信託の受託者)

第百六十二条 特定目的信託に係る信託契約（以下「特定目的信託契約」という。）は、信託会社等を受託者とするものでなければ締結してはならない。

(受益証券)

第百七十三条 特定目的信託の受益権は、受益証券をもって表示しなければならない。

2 (略)

(受益権の移転の対抗要件)

第百七十四条 受益権の移転は、受益証券の取得者の氏名又は名称及び住所並びに受益権の種類を権利者名簿に記載しなければ、受託信託会社等に対抗することができない。

2・3 (略)

- 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）
「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）の施行後」

第二条 (定義)

2 この法律において「特定目的会社」とは、第三章第二節の規定に基づき設立された社団をいう。

3 この法律において「優先出資」とは、特定目的会社に対する出資であつて、当該出資をした者が、当該特定目的会社の利益の配当又は残余財産の分配を、当該特定目的会社に対して特定出資をした者に先立つて受ける権利を有しているものをいう。

4 この法律において「特定出資」とは、特定目的会社に対する出資であつて、特定目的会社を設立する発起人が当該特定目的会社の設立の際に払込みを行つた出資（第一百六十六条の規定により新たに引き受けられた出資を含む。）をいう。

5・6 （略）

7 この法律において「優先出資証券」又は「特定社債券」とは、優先出資につき特定目的会社が第四十六条の規定により発行する出資証券又は特定社債につき特定目的会社が第一百三十二条第一項において準用する商法（明治三十一年法律第四十八号）第三百六条の規定により発行する債券をいう。

8～10 （略）

（資本及び最低資本金）
第十九条 特定目的会社の資本は、特定資本又は資産流動化計画で優先出資の発行が定められた場合には、特定資本及び優先資本（当該資産流動化計画に従い発行される優先出資に係る資本をいう。以下同じ。）とする。

2 （略）

（社員）
第二十六条 特定目的会社（優先出資を発行しない特定目的会社に限る。）の社員は、特定社員とし、優先出資を発行する特定目的会社の社員は、特定社員及び優先出資社員（優先出資に係る持分を有する者をいう。以下同じ。）とする。

（優先出資の申込み）

第三十八条 優先出資の申込みをしようとする者は、優先出資申込証の用紙に、引き受けようとする優先出資の口数及び住所を記載し、これに署名して、優先出資申込証を作成しなければならない。

2～11 （略）

（優先出資の譲渡等）

第四十一条 （略）

2 （略）

3 優先出資証券の発行前にした優先出資の譲渡は、特定目的会社に對して効力を生じない。

4 優先出資を譲渡するには、優先出資証券を交付しなければならない。

5 優先出資証券を占有する者は、適法にこれを所持しているものと推定する。

（優先出資の移転の対抗要件）

第四十二条 優先出資の移転は、その取得者の氏名又は名称及び住所並びに優先出資の移転の口数を優先出資社員名簿に記載し、又は記録しなければ、特定目的会社に對抗することができない。

2 （略）

(優先出資社員名簿の記載事項)

第四十四条 特定目的会社は、優先出資社員名簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 優先出資社員の氏名又は名称及び住所
- 二 各優先出資社員の有する優先出資の種類及び口数
- 三 各優先出資社員の有する優先出資につき優先出資証券を発行したときは、その優先出資証券の番号
- 四 各優先出資の取得の年月日

2・3 (略)

(優先出資証券の発行の時期)

第四十六条 特定目的会社は、第四十条第一項の規定による登記をした後、遅滞なく、優先出資証券を発行しなければならない。

2 優先出資証券は、前項の登記後でなければ発行することができない。

3 前項の規定に違反して発行した優先出資証券は、無効とする。ただし、当該優先出資証券を発行した者に対する損害賠償の請求を妨げない。

(優先出資の消却)

第四十八条 特定目的会社は、第二百十九条第一項の規定による手続を経て行う場合を除き、優先出資の消却を行うことができない。

(議決権の数)

第五十八条 社員総会が会議の目的とすべき事項のうち、無議決権事項については特定社員は特定出資一口につき一個の議決権を、有議決権事項については社員は特定出資又は優先出資（当該事項について議決権のあるものに限る。）一口につき一個の議決権を有する。ただし、無議決権事項についての特定社員の議決権の数については、定款で別段の定めをすることができる。

2 特定目的会社は、その有する自己の特定出資又は優先出資については、議決権を有しない。

3 特定目的会社は、その議決権を有する出資の四分の一を超える持分を有する法人の発行済株式又は出資の持分を特定資産として所有するときは、当該発行済株式又は出資の持分については、議決権を有しない。

(計算書類等の作成と監査)

第八十五条 (略)

2 第五条第三項の規定は、前項第一号又は第四号に掲げる資料について準用する。

3 (略)

4 第一項に掲げる資料は、監査役及び会計監査人の監査を受けなければならない。ただし、資産対応証券として特定社債のみを発行する特定目的会社であつて、資産流動化計画に定められた特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額が政令で定める額に満たないものに係る同項に掲げる資料については、会計監査人の監査を受けることを要しない。

5～7 (略)

(会計監査人のある場合の計算書類等の監査)

第九十三条 (略)

2・3 (略)

4 第八十五条第一項第一号若しくは第四号に掲げる資料が電磁的記録をもつて作成されている場合、又は同項第二号若しくは第三号に掲げる書類若しくは同項の附屬明細書について書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合において、監査役又は会計監査人の請求があつたときは、取締役は、前三項の規定にかかわらず、これらの電磁的記録に記録された事項を記載した書面を当該監査役又は会計監査人に交付しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

5 (13) (略)

(中間配当)

第百二条 営業年度を一年とする特定目的会社については、定款をもつて、一営業年度につき一回に限り営業年度中の一定の日を定めその日における社員に対し取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもつてする決定）により金銭の分配を行うことができる旨を定めることができる。

2 (7) (略)

(優先出資の消却)

第百二十条 商法第二百五十五条第一項及び第二項（株式併合の手続）の規定は、第二種特定目的会社が前条第一項の承認を受けて行う優先出資の消却について準用する。この場合において、同法第二百五十五条第一項中「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券」と、「提出スベキ旨及前条第三項ノ規定ニ依ル定アルトキハ其ノ内容」とあるのは「提出スベキ旨」と、「株主及株主名簿」とあるのは「優先出資社員及優先出資社員名簿」と読み替えるものとする。

2 (略)

○ 保険業法（平成七年法律第二百五号）（抄）

(株式申込証の用紙)

第九条 保険業を営む株式会社（以下この節において「会社」という。）の商法第二百七十五条第一項（株式の申込みの方式）の株式申込証の用紙には、同条第二項各号（株式申込証の用紙の記載事項）に掲げる事項のほか、第二百十三条後段の定款の定めをしたときは、その規定を記載しなければならない。

2 (略)

(組織変更における株式交換)

第九十二条の五 相互会社は、他の株式会社を組織変更後の株式会社の完全親会社（商法第二百五十二条第一項（株式交換）に規定する完全親会社をいう。以下この款において同じ。）とするため、組織変更に際して、株式交換を行うことができる。

2 (略)

(組織変更における株式移転)

第九十二条の八 相互会社は、組織変更後の株式会社の完全親会社を設立するため、組織変更に際して、株式移転を行つことができる。

2 (略)
(相互会社と株式会社の合併)

第三百五十九条 (略)

2 前項の場合において、合併後存続する会社又は合併により設立される会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める会社でなければならない。

- 1 (略)
- 2 相互会社と保険業を営む株式会社とが合併する場合 相互会社又は保険業を営む株式会社
- 3 (略)

○ 信託業法（平成十六年法律第 号）（抄）

(信託の引受けに係る行為準則)

第二十四条 信託会社は、信託の引受けに関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

四 委託者若しくは受益者又は第三者に対し、信託の受益権について損失を生じた場合にこれを補てんし、若しくはあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足することを約し、又は信託の受益権について損失を生じた場合にこれを補てんし、若しくはあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足する行為（第三者をして当該行為を約させ、又は行わせる行為を含み、自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。）

五 (略)

2 (略)

○ 貸付信託法（昭和二十七年法律第二百九十五号）（抄）

(受益証券)

第八条 貸付信託に係る信託契約に基く受益権の譲渡及び行使は、記名式の受益証券をもつて表示されるものを除く外、受益証券をもつてしなければならない。

2 (略)

○ 商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）（抄）

附 則

（転換社債、新株引受権付社債に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前に転換社債（旧商法第三百四十四条ノ一第一項の規定に基づき発行する社債をいう。以下同じ。）又は新株引受権付社債（旧商法第三百四十四条ノ八第一項の規定に基づき発行する社債をいう。以下同じ。）の発行の決議があつた場合においては、当該決議に基づき発行する転換社債又は新株引受権付社債に関する、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前に旧商法第三百四十四条ノ二第三項若しくは第三百四十四条ノ二ノ六第一項ただし書又は第三百四十四条ノ八第五項若しくは第三百四十四条ノ十一ノ二第一項ただし書の決議があつた場合には、当該決議に基づき発行する転換社債又は新株引受権付社債についても、同様とする。

2 （略）

○ 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）（抄）

（書面による議決権の行使）

第二十一条の三（略）

2 前項の大会社にあつては、株主総会の招集の通知に際し、株主が議決権を行使するための書面を交付しなければならない。

3 書面による議決権の行使は、前項の書面に必要な事項を記載し、これを株主総会の会日の前日までに第一項の大会社に提出して行う。

4 ～ 6 （略）

○ 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）（抄）

第五十六条 資本増加ノ無効ハ第五十三条ノ規定ニ依リ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ為シタル日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得
②前項ノ訴ハ社員又ハ取締役ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得
③商法第二百八十条ノ十六、第二百八十五条ノ十七第一項及第二百八十五条ノ十八ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

○ 株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「株券等」とは、次に掲げる有価証券をいう。

一 株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号。以下「投資信託法」という。）に規定する投資証券

三 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券

及び優先出資引受権証書

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「旧資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券を含む。以下同じ。）、新優先出資引受権証券、転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券

五 次に掲げる有価証券のうち、前各号に掲げる有価証券をもつて償還されるもの

イ 社債券

ロ 口座に規定する投資法人債券

ハ 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条第一項の規定による相互会社の社債券

二 資産流動化法に規定する特定社債券（旧資産流動化法に規定する特定社債券を含む。）

ホ その他特別の法律により法人の発行する債券

六 外国又は外国法人の発行する債券で新株予約権付社債券及び前号（ニに掲げるものを除く。）に掲げるものの性質を有するもの

2 この法律において「保管振替機関」とは、次条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。

3 この法律において「参加者」とは、保管振替機関が第六条第一項の規定により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設した者をいう。

（保管振替業を営む者の指定）

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請により、この法律の定めるところにより第四条第一項各号に掲げる業務の全部（以下「保管振替業」という。）を営む者として、指定することができる。

一 第九条の二第一項の規定によりこの項の指定を取り消された日から五年を経過しない者でないこと。
二 この法律若しくは社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この項及び第四条において「社債等振替法」という。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

三 取締役、執行役又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 第九条の二第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合若しくは社債等振替法第二十二条第一項の規定により社債等振替法第三条第一項の指定を取り消された場合又はこの法律若しくは社債等振替法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役又、執行役は監査役（外国の法令上これらと同様に取り扱われている者を含む。本において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第九条の二第一項の規定若しくは社債等振替法第二十二条第一項の規定又はこの法律若しくは社債等振替法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役又、執行役は監査役でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ 前号に規定する法律、商法、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四 定款及び保管振替業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより保管振替業を適正かつ確実に遂行するためには充分であると認められること。

五 保管振替業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、保管振替業に係る収支の見込みが良好であると認められるること。

六 その人的構成に照らして、保管振替業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。

2 (略)

(資本の額の変更)

3 (略)

2 (略)

4 前項に規定する場合には、保管振替機関が預託を受けた株券等並びに第十六条第四項、第十九条（第二十条第三項及び第二十一条

第四項（第二十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びにこれらの規定を準用する第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十の規定により保管振替機関が預託を受けた

とみなされる株券等の預託に係る債権者（以下「預託債権者」という。）であつて参加者以外の者に対する商法第三百七十六条第一項の催告は、することを要しない。

5
(略)

(秘密保持義務)

第三条の五 保管振替機関の取締役、執行役、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、保管振替業に関するして知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。

(発行者の同意)

第六条の二 保管振替機関は、あらかじめ発行者から当該保管振替機関において取り扱うことについて同意を得た株券等でなければ、取り扱うことができない。

(保管振替機関への預託)

第十四条 参加者は、自己の有する株券のほか、顧客から預託を受けた株券を保管振替機関に預託することができる。ただし、顧客から預託を受けた株券を預託するには、その承諾を得なければならない。

3 2 顧客は、参加者に対し、その参加者に預託した株券を保管振替機関に預託することを請求することができる。
3 参加者又は顧客は、質権者として、第一項の規定による預託若しくはその承諾又は第二項の規定による預託の請求をすることができない。

4
(略)

(顧客の株券の預託)

第十五条 顧客から預託を受けた株券を保管振替機関に預託する参加者は、保管振替機関ごとに、その顧客のために口座を開設し、顧客口座簿を作成し、これを備えなければならない。

2 顧客口座簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- 1 顧客の氏名及び住所
- 2 株式の発行会社（以下「会社」という。）の商号並びに株式の種類及び数
- 3 保管振替機関に預託した顧客の株券の株式を質権の目的とする口座においては、質権者の氏名及び住所
- 4 その他主務省令で定める事項

(参加者口座簿)

第十七条 保管振替機関は、参加者口座簿を作成し、これを備えなければならない。

2 保管振替機関は、参加者口座簿に、参加者の名称及び住所のほか、第十四条第一項の規定により参加者が預託した株券（以下「預託株券」という。）につき、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 1 参加者自己分と顧客預託分の別
- 2 会社の商号並びに株式の種類及び数

三 参加者自己分を質権の目的とする口座においては、質権者の氏名及び住所

四 その他主務省令で定める事項

3 (略)

(補てん義務)

第二十五条 預託株券に不足が生じたときは、保管振替機関及び第十五条规定第一項の参加者は、連帯してこれを補てんしなければならない。ただし、その不足の責めに任すべき者に対する求償権の行使を妨げない。

2 前項の参加者は、参加者でなくなつた後も、同項の規定による補てんの責任を負う。ただし、参加者でなくなつた時から五年を経過したときは、その責任は消滅する。

(振替請求)

第二十六条 (略)

(略)

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定は、預託株券の株式につき振替を受けた質権者が他の口座への振替を請求する場合について準用する。

4 (略)

(株券の交付請求)

第二十八条 参加者又は顧客は、いつでも、その口座の株式の数に応じた株券の交付を請求することができる。この場合においては、顧客は、参加者に対して請求しなければならない。

(略)

3 前二項の規定は、第二十六条第三項の質権者による株券の交付の請求について準用する。

(実質株主)

第三十条 預託株券の共有者(以下「実質株主」という。)は、株主の権利の行使については、各自その預託株券の株式の数に応じた株式を有するものとみなす。

(略)

(実質株主の通知)

第三十一条 保管振替機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、会社に対し、当該各号に定める実質株主につき、氏名及び住所並びに前条第一項の規定により有するものとみなされる株式の種類及び数(以下「通知事項」という。)又は通知事項の変更(株式の発行によるものを除く。)を速やかに通知しなければならない。

1 (略)

二 会社が商法第二百十九条第一項、第二百八十条ノ四第三項(同法第二百八十条ノ二十五第三項及び第二百四十二条ノ十五第四項において準用する場合を含む。)及び第三百七十四条ノ七第一項(同法第三百七十四条ノ三十第三項において準用する場合を含む。)の規定により一定の日を定めたとき。 その日の実質株主

三 営業年度を一年とする会社について、営業年度ごとに、当該営業年度の開始の日から起算して六月を経過したとき（当該会社が商法第二百九十三条ノ五第一項の規定により定款をもつて営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとに、その日が到来したとき（第一号に該当するときを除く。））。当該営業年度の開始の日から起算して六月を経過した日の実質株主（当該会社が同項の規定により定款をもつて営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとのその日の実質株主）

2~5 (略)

(実質株主名簿)

第三十二条 (略)

2~7 (略)

(実質株主名簿)

8 会社の親会社（商法第二百十一条ノ二第一項（有限会社法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する親会社をいう。）の株主又は社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 会社の実質株主名簿が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会社の実質株主名簿が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものとの会社の本店又はその名義書換代理人の営業所における閲覧又は謄写の請求

(信託財産表示)

第三十七条 預託株券については、信託は、信託法（大正十一年法律第六十二号）第三条第二項の規定にかかわらず、参加者口座簿又は顧客口座簿に信託財産である旨を記載し、又は記録することにより、第三者に対抗することができる。

(新株引受権証書等に関する株券に係る規定の準用)

第三十九条 第十四条（第四項を除く。）から第十八条まで、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項並びに前三条の規定は新株引受権証書、新株予約権付社債券について、第三十一条（第一項を除く。）並びに第三十二条第四項及び第五項の規定は新株予約権又は新株の引受権の行使により預託することとなるべき株券について、それぞれ準用する。この場合において、第二十条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものである」とあるのは「新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の預託を受けている」と、「申出」とあるのは「新株の発行価額又は新株予約権の行使に際して払込むべき額の全額を提出してする申出」と、「転換の請求」とあるのは「新株予約権又は新株の引受権の行使」と、同条第三項中「転換の請求により発行された株式」とあるのは「新株予約権又は新株の引受権の行使により発行された株式」と、第三十一条第二項中「第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求、第二十二条」とあるのは「第二十条」と、「行使又は第二十四条第一項第二号の請求」とあるのは「行使」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託する」とあるのは「預託する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(投資証券に関する株券に係る規定の準用)

第三十九条の二 第十四条（第四項を除く。）から第十九条まで、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第

二十九条、第三十条、第三十一条（第一項第三号及び第二項を除く。）、第三十二条（第六項を除く。）、第三十三条並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、投資信託法に規定する投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」と及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質投資主」及び「実質投資主名簿」と、第十九条中「株式の併合、分割若しくは転換（次条第一項の請求によるものを除く。）、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行（新株引受権証書が発行された場合を除く。）」とあるのは「投資口の併合若しくは分割又は投資法人の合併による投資口の発行」と、第二十九条第二項中「商法第二百二十六条ノ一第一項」とあるのは「投資信託法第八十三条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二第一項又は投資信託法第八十四条第二項」と、第三十一条第一項第二号中「商法第二百十九条第一項、第二百八十条ノ四第三項（同法第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第三項において準用する場合を含む。）及び第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「投資信託法第八十八条第一項の規定により規約をもつて同条第二項第一号に掲げる分割の時期を定めたとき、又は投資信託法第八十七条第三項」と、「その日」とあるのは「その時期又はその日」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託することとなるべき」とあるのは「預託する」と、第三十二条第四項中「発行され、又は会社から移転された」とあるのは「発行された」と、同条第八項中「親会社（商法第二百十一条ノ二第一項（有限会社法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する親会社をいう。）の株主又は社員」とあるのは「親法人（他の投資法人の発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を有する投資法人をいう。）の投資主」と、「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（協同組織金融機関が発行する優先出資証券等に関する規定の準用）

第三十九条の五 第十四条（第四項を除く。）から第十九条まで、第二十一条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第二十九条から第三十一条まで、第三十二条（第八項を除く。）、第三十三条並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、優先出資法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資者」及び「実質優先出資者名簿」と、第十九条中「株式の併合、分割若しくは転換（次条第一項の請求によるものを除く。）、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割」とあるのは「優先出資の分割、協同組織金融機関（商工組合中央金庫を除く。）の合併」と、「新株引受権証書」とあるのは「優先出資引受権証書」と、第二十一条第一項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「優先出資引受権証書及び優先出資の発行価額の全額」と、「転換の請求」とあるのは「優先出資引受権の行使」と、同条第二項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「優先出資引受権証書」と、同条第三項中「株券」とあるのは「優先出資引受権証書」とあるのは「優先出資引受権の行使」と、第三十一条第一項第二号中「商法第二百十九条第一項、第二百八十条ノ四第三項（同法第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第三項において準用する場合を含む。）及び第二百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「優先出資法第六条第五項において準用する商法第二百八十条ノ四第三項及び優先出資法第十六条第五項において準用する商法第二百十九条第一項」と、同条第二項中「第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求、第二十二条の規定による新株の引受権若しくは新株予約権の行使又は第三十四条第一項第二号の請求」とあるのは「第二十二条の規定による優先

出資引受権の行使」と、第三十二条第四項中「発行され、又は会社から移転された」とあるのは「発行された」と、同条第七項中「株主」とあるのは「普通出資者、優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2

第十四条（第四項を除く。）から第十八条まで、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三十二条第四項及び第五項の規定は優先出資法に規定する優先出資引受権の行使により預託することとなるべき優先出資証券について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資者」及び「実質優先出資者名簿」とあるのは「優先出資引受権証書の預託を受けている」と、「申出」とあるのは「優先出資の発行価額の全額を提出してする申出」と、「株式の転換の請求」とあるのは「優先出資引受権の行使」と、同条第三項中「転換の請求」とあるのは「優先出資引受権の行使」と、「株式」とあるのは「優先出資」と、第三十一条第二項中「第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求、第二十二条の規定による新株の引受権若しくは新株予約権の行使又は第三十四条第一項第二号の請求」とあるのは「第十条の規定による優先出資引受権の行使」と、第三十二条第四項中「発行され、又は会社から移転された」とあるのは「発行された」と、同条第二項及び第四項中「預託し、又は預託する」とあるのは「預託する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定目的会社が発行する優先出資証券等に関する株券に係る規定の準用）

第三十九条の七 第十四条（第四項を除く。）から第十九条まで、第二十一条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第二十九条、第三十条、第三十一条（第一項第一号を除く。）、第三十二条（第八項を除く。）、第三十三条並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、資産流動化法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と、第十九条中「株式の併合、分割若しくは転換（次条第一項の請求によるものを除く。）、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行（新株引受権証書が発行された場合を除く。）」とあるのは「優先出資の併合による優先出資の発行」と、第二十一条第一項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「新優先出資引受権証券若しくは新優先出資引受権付特定社債券及び新優先出資の発行価額の全額を提出し、又は転換特定社債券」と、「転換の請求」とあるのは「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、同条第二項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「新優先出資引受権証券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券」と、同条第三項中「株券」とあるのは「新優先出資引受権証券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券」と、同条第四項中「転換の請求」とあるのは「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、第三十条第二項中「商法第二百六十三条规定第三項」とあるのは「資産流動化法第七十条第三項」と、第三十一条第二項中「商法第二百九十三条规定第一項第一号の請求」とあるのは「資産流動化法第一百一条第一項又は旧資産流動化法第一百一条第一項」と、同条第二項中「第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求、第二十二条の規定による新株の引受権若しくは新株予約権の行使又は第三十四条第一項第二号の請求」とあるのは「第二十二条の規定による新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、第三十二条第四項中「発行され、又は会社から移転された」とあるのは「発行された」と、同条第七項中「株主」とあるのは「特定社員、優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第十四条（第四項を除く。）から第十八条まで、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項並びに

第三十六条から第三十八条までの規定は資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券、転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券について、第三十一条（第一項を除く。）並びに第三十二条第四項及び第五項の規定は資産流動化法に規定する新優先出資の引受権の行使又は転換の請求により預託することとなるべき優先出資証券について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と、第二十条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものである」とあるのは「新優先出資引受権証券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券の預託を受けている」と、「申出」とあるのは「申出（預託を受けている新優先出資引受権付特定社債券にあつては、新優先出資の発行価額の全額を提出してする申出）」と、「株式の転換の請求」とあるのは「新優先出資引受権の行使又は転換の請求」と、同条第三項中「転換の請求」とあるのは「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、「株式」とあるのは「優先出資」と、第三十一条第二項中「第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求、第二十二条の規定による新株の引受権若しくは新株予約権の行使又は第三十四条第一項第二号の請求」とあるのは「第二十条の規定による新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託する」とあるのは「預託する」と、第三十二条第四項中「発行され、又は会社から移転された」とあるのは「発行された」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

（株券等をもつて償還される有価証券に関する規定の準用）

第三十九条の九 第十四条（第四項を除く。）から第十八条まで、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第二項並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、第二条第一項第五号に掲げる有価証券について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新株予約権付社債券等の性質を有する外国又は外国法人の発行する債券に関する規定の準用）

第三十九条の十 第十四条（第四項を除く。）から第十八条まで、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、第二条第一項第八号に掲げる有価証券について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第十五条の二（略）

④ ②・③（略）

前二項の規定は、次の各号のいづれかに該当する場合には、適用しない。
一 共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社のうち、いづれか一の会社が他のすべての会社のそれぞれの総株主の議決権の過半数を有している場合

二 共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社のそれぞれの総株主の議決権の過半数を有する会社が同一の会社である場合

⑤・⑥ (略)
第十八条 (略)
(略)

③② (略)
前項の規定は、次の各号の一に該当する場合には適用しない。

一 営業等の譲受けをしようとする会社及び当該営業等の譲渡をしようとする会社のうち、いずれか一の会社が他のすべての会社の

それぞれの総株主の議決権の過半数を有している場合

二 営業等の譲受けをしようとする会社及び当該営業等の譲渡をしようとする会社のそれぞれの総株主の議決権の過半数を有する会

社が同一の会社である場合

④・⑤ (略)

○ 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）（抄）

（欠格事由）

第五条 左の各号の一に該当する者には、無線局の免許を与えない。

一・三 (略)

四 法人又は団体であつて、前二号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの。

2・3 (略)

4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信（以下「放送」という。）をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするもの、受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）であつて、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。）については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

一 (略)

二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第二号までに掲げる者が業務を執行する役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

三 (略)

5

○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（登録の要件）

- 第四条 左の各号の一に該当する者が所有する航空機は、これを登録することができない。
一（略）
二（略）
四 法人であつて、前二号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの
2 （略）

○ 国税徴収法（昭和三十四年法律第二百四十七号）（抄）

（差押えの手続及び効力発生時期）

第六十二条（略）

- 2 徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立その他の処分を禁じなければならない。
3 第一項の差押の効力は、債権差押通知書が第二債務者に送達された時に生ずる。
4 税務署長は、債権でその移転につき登録をするものを差し押えたときは、差押の登録を関係機関に嘱託しなければならない。
(差し押えた債権の取立)

第六十七条 徴収職員は、差し押えた債権の取立をることができる。

- 2 徴収職員は、前項の規定により取り立てたものが金銭以外のものであるときは、これを差し押さえなければならない。
3 徴収職員が第一項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。
4 国税通則法第五十五条第一項から第三項まで（納付委託）の規定は、第一項の取立をする場合において、第二債務者が徴収職員に対し、その債権の弁済の委託をしようとするときに準用する。ただし、その証券の取り立てるべき期限が差し押えた債権の弁済期後となるときは、第三債務者は、滞納者の承認を受けなければならない。